

平成27年第9回定例会会議録

招 集 年 月 日	平成27年12月17日（木曜日）			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 議	12月18日 10時00分 島袋義範議長宣言			
閉 会	12月18日 16時55分 島袋義範議長宣言			
出 席 議 員 （ 応 招 議 員 ）	1	島 袋 義 範 議 員	7	渡久地 政 雄 議 員
	2	島 袋 勉 議 員	8	亀 里 敏 郎 議 員
	3	山 城 善 彦 議 員	9	知 念 一 邦 議 員
	5	内 間 広 樹 議 員	10	名 嘉 實 議 員
	6	仲宗根 清 夫 議 員	11	内 田 竹 保 議 員
欠 席 議 員				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 島田勝雄君 主 査 知念一史君			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	村 長	島 袋 秀 幸 君	副 村 長	名 城 政 英 君
	教 育 長	宮 里 徳 成 君	総 務 課 長	内 間 常 喜 君
	政策調整室長	宮 城 弘 和 君	建 設 課 長	並 里 晴 男 君
	教育行政課長	大 城 強 君	農 林 水 産 課 長	知 念 吉 久 君
	会 計 管 理 者	知 念 弘 和 君	農 林 水 産 課 参 事	宮 里 政 喜 君
	公 営 企 業 課 長	西 江 正 君	福 祉 課 長	金 城 和 廣 君
	商 工 観 光 課 長	東 江 民 雄 君	住 民 課 長	西 江 忍 君
	医 療 保 健 課 長	亀 里 裕 治 君		
総務課長補佐	山 城 直 也 君			
議事日程及び会議に付した事件	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

平成27年第9回伊江村議会定例会議事日程（第2号）

平成27年12月18日（金）午前10時00分 開 議

日程	議案番号	件名
第1	認定第7号	村道の路線変更について
第2	報告第15号	伊江村多目的屋内運動場新築工事（建築）の専決処分の報告について
第3	報告第16号	伊江村多目的屋内運動場新築工事（電気）の専決処分の報告について
第4	報告第17号	伊江村多目的屋内運動場新築工事（機械）の専決処分の報告について
第5	議案第87号	伊江村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
第6	議案第88号	伊江村情報公開及び個人情報保護に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
第7	議案第89号	伊江村公用並びに公共用施設整備基金条例の制定について
第8	議案第90号	沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について
第9	議案第91号	伊江村堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第10	議案第92号	伊江村子育て支援金に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第11	議案第93号	伊江村税条例等の一部を改正する条例の制定について
第12	議案第94号	伊江村固定資産評価審査委員会条例の全部を改正する条例の制定について
第13	議案第95号	肉用牛集出荷施設機能改善事業（伊江家畜市場誘導レール設置業務）の契約について
第14	議案第96号	気象観測機器設置整備事業（気象観測機器購入）の契約について
第15	議案第97号	青少年旅行村駐車場整備工事の請負契約について
第16	議案第98号	村道城山前線道路改良舗装工事の請負契約の変更について
第17	議案第99号	西崎漁港防波堤整備工事の請負契約の変更について
第18	議案第100号	伊江小学校校庭整備工事の請負契約の変更について
第19	議案第82号	平成27年度伊江村一般会計補正予算（第6号）
第20	議案第83号	平成27年度伊江村診療所特別会計補正予算（第4号）

日程	議案番号	件名
第21	議案第84号	平成27年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
第22	議案第85号	平成27年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
第23	議案第86号	平成27年度伊江村船舶運航事業会計補正予算（第1号）
第24		閉会中の議員派遣について

○ 議長 島袋 義 範 君

ただいまから、平成27年第9回伊江村議会定例会2日目の会議を開きます。 (開議時刻10時00分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 認定第7号 村道の路線変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

議案の説明に入る前に、先ほど議長からもありましたが、西小学校6年生の皆さん、議会の傍聴ありがとうございます。私は西小学校の7期生です。そういうことで、きょうこの議会の運営とか、その辺また私たち役場の課長の皆さんのこの辺の答弁を見ながら、先ほど議長からもありましたが、将来議会議員あるいは村長を目指して頑張っていたいただければと思っております。それと今後ともこの議会活動あるいは村政に関心をもって臨んでいただければと思います。

それでは認定第7号 村道の路線変更についての提案理由を御説明申し上げます。今回、路線番号の306号線、路線名が旅行村南北線の旧路線といたしまして、起点が東江前2335-3から、終点が東江前2423地番、497メートルを新しく新として225.2メートルへ。そして、もう一方の路線として路線番号418番、老人ホーム西線として、起点を東江前の2335-3地番から東江前2303-2番へ終点とする172.7メートルを新しく道路として認定するものであります。

今回のこの路線変更につきましては、今年度整備予定の青少年旅行村駐車場の整備工事に伴い、隣接をします旅行村南北線の道路の一部を駐車場の敷地として活用するための、道路法第10条3項の規定による提案となっております。

なお、詳しい内容については、路線位置図をもって、建設課長から説明をさせたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○ 議長 島袋 義 範 君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並 里 晴 男 君

それでは私のほうから、村道路線の位置図の図面の説明をしたいと思います。

村道位置図、旧位置図をごらんください。村道旅行村南北線は、老人ホーム西側の県道を起点として、終点を旅行村野球場の北側までの区間となっておりますが、昭和59年にB&Gセンター、昭和63年に老人ホームの施設設置に伴い、路線の一部廃止を行い、現在延長497メートルの村道に至っております。今回、青少年旅行村駐車場整備事業に伴い、村道旅行村南北線の全線を廃止し、改めて村道の認定を行うに当たり、通常村道の土地を一部廃止した状況で、村道認定を行うことは望ましくないことから、今回は2村道の認定を提案するものです。

次の位置図の新しいほうをお開きください。位置図が入っていません。議長、休憩お願いします。

○ 議長 島袋 義 範 君

休憩します。 (休憩時刻10時05分)

再開します。 (再開時刻10時06分)

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並 里 晴 男 君

それでは改めてこの新位置図のほうをごらんください。

今回、図面の中ほどに変更部分99.1メートルの部分を除いた、新しい村道旅行村南北線の起点を、現在

のラ・メール飲食店の東側とし、終点を今の旅行村野球場の北側までの終点としました延長225. 2メートル。新しく村道老人ホーム西線として、起点を県道環状線から終点を老人ホームまでの延長172. 7メートルと認定をする提案でございます。以上をもちまして、図面の説明を終わります。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております認定第7号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって認定第7号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから認定第7号 村道の路線変更についてを採決いたします。お諮りします。

認定第7号は、認定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって認定第7号 村道の路線変更については、認定することに決定しました。

日程第2 報告第15号 伊江村多目的屋内運動場新築工事（建築）の専決処分の報告についてを議題とします。

提出者からの報告を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

報告第15号 伊江村多目的屋内運動場新築工事（建築）の専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、平成27年12月9日に専決処分した事項について、同条第2項の規定により、報告をするものでございます。

次のページをお願いいたします。専決処分した内容等につきましては、2. 契約金額、(イ) 変更前の請負金額が、13億4,892万円、(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が9,992万円)、(ロ) 変更による増額契約額が150万3,360円、(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が11万1,360円)、(ハ) 変更後の請負代金額が13億5,042万3,360円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が1億3万1,360円)。3. 契約の相手方、有限会社明城建設・有限会社仲宗根組・有限会社村元建設 建設工事共同企業体、代表取締役 山城重幸と契約をいたしております。

なお今回の契約変更の主な内容といたしましては、外気温が25度を超える暑中期に施工する場合の使用するコンクリートの変更による増額となっております。

以上で、報告とさせていただきます。

○ 議長 島袋義範君

これで報告第15号は終わりました。

日程第3 報告第16号 伊江村多目的屋内運動場新築工事（電気）の専決処分の報告についてを議題とします。

提出者からの報告を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

報告第16号 伊江村多目的屋内運動場新築工事（電気）の専決処分の報告についても、地方自治法第180条第1項の規定により、平成27年12月9日に専決処分した事項について、同条第2項の規定により、報告をするものでございます。

専決処分書をお開きいただきたいと思います。 2. 契約金額、(イ) 変更前の請負金額8,424万円、(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が624万円)、(ロ) 変更による増額契約額165万8,880円、(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額12万2,880円)、(ハ) 変更後の請負代金額が8,589万8,880円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が636万2,880円)。 3. 契約の相手方、有限会社末吉電水工業・新島電気水道工事社建設工事共同企業体、代表取締役 末吉久志と契約をいたしております。

なお今回の変更につきましては、アリーナの防球ネット、ウォッシュレットの電源の追加、屋外監視カメラの追加によるものでございます。

以上で、報告とさせていただきます。

○ 議長 島袋義範君

これで報告第16号は終わりました。

日程第4 報告第17号 伊江村多目的屋内運動場新築工事(機械)の専決処分の報告についてを議題とします。

提出者からの報告を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

報告第17号 伊江村多目的屋内運動場新築工事(機械)の専決処分の報告についても、地方自治法第180条第1項の規定により、平成27年12月9日に専決処分した事項について、同条第2項の規定により、報告をするものでございます。

専決処分書をお開きいただきたいと思います。 2. 契約金額、(イ) 変更前の請負金額5,508万円、(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が408万円)、(ロ) 変更による増額契約額が96万3,360円、(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額7万1,360円)、(ハ) 変更後の請負代金額が5,604万3,360円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が415万1,360円)。 3. 契約の相手方、南西空調設備株式会社・山城電設建設工事共同企業体、代表取締役社長 久高将泰と契約をいたしております。

なお今回の変更につきましては、浄化槽設置に伴う磁気探査業務が生じたための増額変更となっております。

以上で、報告とさせていただきます。

○ 議長 島袋義範君

これで報告第17号は終わりました。

日程第5 議案第87号 伊江村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

それでは、議案第87号 伊江村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についての提案理由を御説明いたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、本条例を制定する必要があるため、本条例を提案するものでございます。

なお、お手元に別紙資料を準備してございますので、それらをごらんになりながら、担当課長の総務課長から、条例の説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

それでは、条文、そして資料をもとに、私の方から御説明をさせていただきます。

まず平成25年5月に交付されました行政手続における特定の個人を識別するための、番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法に基づきまして、住民票を有するすべての方に固有の番号、個人番号、あるいは通称でマイナンバーとも申しますが、それを付番することとしております。

個人番号を利用することで、国、県、市町村と複数の機関が保有する個人の情報を正確でより迅速に連携させることができるようになります。情報の連携を行うことで、年金や福祉給付等の申請時に、これまで必要であった所得証明書等の添付書類を削減し、村民の利便性を高め、行政事務を効率化することが可能となります。条例案を説明する前に、配付してございます資料と照らし合わせて説明申し上げます。

資料の1ページでございます。番号法9条におきましては、利用範囲を規定しておりまして、1項では国、都道府県、市町村と伊江村以外の機関との情報連携は、法に定められた事務において、情報提供ネットワークシステムという仕組みを介して行うことができるとしております。これを法定事務と申します。一方、同条2項では、番号法に定められていない独自の行政サービスを実施している事務において、個人番号を利用する場合、これを独自利用事務と申しますが、これを個人番号を利用している事務において、庁内同一機関内、例えば、住民課と福祉課などで、個人番号その内容に含む個人情報、特定個人情報と申しますが、の連携を行う場合においては、条例に定める必要があるとしております。また、番号法第19条9項では庁内他機関、例えば村長部局と教育委員会などのように、その間で特定個人情報の連携を行う場合、これを機関連携と申しますが、条例で定める必要があるというふうにしております。したがって、今回の条例制定は、番号法第9条2項の個人番号の利用、第19条9項の特定個人情報の提供に基づくものとなっております。

それでは条例案をもとに、御説明申し上げますが、資料も一緒にごらんください。よろしく願いいたします。

まず第1条では（趣旨）を規定しております。この条例は、行政手続における、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9項に基づく、特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるものとしております。

第2条（定義）条例に出てまいります。用語の説明でございます。資料では2ページでございます。番号法2条の抜粋でございます。1号では、個人番号とは、番号法第2条第5項に規定する個人番号をいいます。第2号で、特定個人情報とは、番号法第2条第8項に規定する情報を言います。3号、個人番号利用事務実施者を規定しておりまして、番号法第2条第12項に規定する実施者をいう。としております。第4項では、情報提供ネットワークシステム、これにつきましては、番号法第2条第14項に規定するシステムのことだと定めております。

第3条（責務）村は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適切な取扱いを確保するために、必要な措置を講ずるとともに、国と連携を図りながら、自主的かつ主体的に村の特性に応じた施策を実施するものと規定しております。

第4条（個人番号の利用範囲）資料は3ページでございます。番号法9条第2項に基づく規定でございます。先ほどから申し上げております個人番号の独自利用を規定しております。第1項では、村の機関が個人番号を利用しようとする場合の法で規定されている法定事務以外の事務を規定しておりまして、独自利用事務、これにつきましては、別表第1に記載しております。4条関係と記載があります別表第1でございます。第2項は、個人番号の独自利用事務の処理のための庁内連携が行われる機関、事務、特定個人情報を規定しております。これにつきましては、別表第2に記載しております。第3項は、番号法、別表第2、資料5ページをお開けください。これは番号法、別表第2でございますが、そこに定められた事務など、これは他行政機関との連携できる事務等を明記しておりますが、これを本条例に規定することで、庁内連携を可能

にする規定となります。

資料3ページの②は、ただいま申し上げました2項、3項の庁内連携イメージ図となっております。ごらんください。続きまして、第4項は、特定個人情報の利用、庁内連携ができるときには、他の条例等により、添付書類の提出が義務付けられている場合でも、添付書類の提出を不要とする書面提出のみなし規定と呼ばれるものでございます。

第5条（特定個人情報の提供）第1項、番号法第19条第9号に基づく規定、特定個人情報の提供として、村長部局から教育委員会へと同じ自治体の他機関との情報連携をするときに、特定個人情報を提供することが認められるという規定であり、別表第3で規定しております。

資料4ページの③には、特定個人情報の提供イメージ図がございますので、ごらんください。続きまして第2項、前条第4項と同様、書面提出のみなし規定となります。

第6条規則への（委任）条例の施行に関し、必要な事項は村長が別に定めるものとしております。

附則といたしまして、施行期日を規定しております。個人番号の利用が開始される日が、平成28年1月1日となっております、同日から施行されるよう、施行期日を規定しております。

以上で、提案理由の御説明とさせていただきます。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。7番 渡久地政雄議員。

○ 7番 渡久地政雄議員

私もマイナンバーを3日ほど前に役場のほうで受け取ったわけではございますけれども、このようにいくら勉強してもなかなか実感がわかないというか、日本全国でいろんなミスとかトラブルがいろいろとあるみたいなんですけれども、伊江村においてはトラブルとか、またこの配付ですね。今何%ぐらい行き渡っていますでしょうか。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

私のほうから説明申し上げますが、ちょっと不足な部分もあるかもしれませんが、また住民課長とも連携をしながら、住民課のほうで把握できている部分は説明をしていただきたいと思いますと思いますが、伊江村に送付されている部数、世帯数といいますか、件数は2,237件でございます。その中で、返戻というんでしょうか。宛て所なしとか、受け取り拒否というのも若干ございまして、それを含めると297件が戻ってきております。返戻数ということでございます。返戻率が13.3%、これが全国や他自治体と比べてどれぐらいのパーセンテージの比率になるのかが、その辺はちょっとまだ把握できておりませんが、13.3%が戻ってきている。役場に保管をされている部数というふうに、私が入手している時点の情報はそのようなふうになっております。

特に不手際というか、こういったこの通知カードに関する、マイナンバーに関する特に問題、課題というのは、今のところ私の中では把握できておりません。

それですね、返戻通部数、返戻数の297のうち、再度送付した通知が48通ということが、今ちょっと説明漏れがありましたので、再度送付した数が48通ということが、今ちょっと説明漏れがありましたので、再度送付した数が48通というふうになってございます。

○ 議長 島袋義範君

ほかに質疑ありませんか。3番 山城善彦議員。

○ 3番 山城善彦議員

今の質問とちょっと関連はしますが、これですね。各家庭に今送付されて、そのまた申請手続きですか、それが何か役場のほうでまたあるみたいなんですけれども、そこについて、高齢者といいますか。私たちもまだあまりはつきりこの内容がわからないところがあるんですけれども、そういった高齢者の皆さんに対して、地域に出かけてでもいいですから、この説明はする必要はないですかね。

○ 議長 島袋義範君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西江 忍君

先ほど、総務課長から返戻等の率についての説明がございましたが、まだ約297通がまだ、住民の手元に届いていない実情もございまして、この辺を勘案いたしまして、年明け来週ぐらいから、このまだ手元に通知カードが届いていない方々に対して広報をしながら、まずは一たん、全村民、全世帯に通知をいたしまして、現在においても役場のほうで番号カードが必要な方につきましては、申請等の手続等のやり方、方法等を一緒にやりながら申請しているところではございますが、まだ現在のところ強制ではなく、任意の部分もございまして、この辺を説明申し上げてやった場合には、やはりお年寄りの皆さんとかは免許証も持って、身分証も兼ねているので、なかなか番号カードへの通知、通知カードから番号カードへの更新というのが、この通知カードが受け取った方からはなかなか申請したいというふうな積極的なものも、ない部分もあったりしまして、この辺をもう少し、お手元に通知カードが届いた後に、もう少し、年明けぐらいにでも実態調査をしながら、説明会等をやるか、やらないかはまた上司とも調整をしながら検討したいと考えております。

○ 議長 島袋義範君

休憩します。

(休憩時刻10時28分)

再開します。

(再開時刻10時35分)

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實議員

第2条の特定個人情報について、特定個人情報というものは、どういう内容のことを言うのか。具体的に説明してください。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

資料をお配りしてございますが、資料の5ページ、その中に法律の別表第1と第2がございまして、その右側の第2のところ。情報照会機関、事務、情報提供者、特定個人情報というものがございまして。例えば右側でございます丸で囲っているところですね。市町村長、地方税関係情報または住民票関係情報でやって、主務省令で定めるもの。住民票関係そういったものですね。そういったもので、事務としてはこの地方税その他地方税に関する法律及びこれら法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって、主務省令で定めるものというふうになっております。大枠としては、やはり福祉ですね。災害とか、そういった場合に利用される個人情報であって、個人番号が付番された個人情報というふうに理解はしております。

○ 議長 島袋義範君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實議員

特定個人情報、今の説明ではわかりませんよ。特定個人情報というものは、その個人のどのような情報が入っているんですか。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内 間 常 喜 君

例えば住民課の税務とかで取り扱っています所得証明とか、そういったものに個人番号が付番されており、そういったものが例えば特定個人情報というふうになるものと理解しています。

○ 議長 島 袋 義 範 君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西 江 忍 君

すみません。資料の2ページをごらんいただけますでしょうか。そこに特定個人情報とございますが、個人番号の通常4情報、基本4情報というのは住所、氏名、生年月日、性別ですが、それに番号を入れたものを通常、我々のほうでは特定個人情報とよんでおります。

○ 議長 島 袋 義 範 君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内 間 常 喜 君

資料の2ページをお開きください。その中に特定個人情報の定義がございます。この法律における特定個人情報は、個人番号をその内容に含む個人情報とするものであって、氏名、住所、生年月日、性別、そしてその他個人情報ということになっております。イメージとしては、そういったこととなります。

○ 議長 島 袋 義 範 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

その他個人情報というのはどういうものですか。

○ 議長 島 袋 義 範 君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内 間 常 喜 君

まず私のほうから説明しますが、ちょっと舌足らずでしたらまた住民課長のほうからも説明あると思います。その他個人情報というのはまた、資料の5にございます。私が冒頭で申し上げた部分の情報が、その他個人情報になると理解をしております。

○ 議長 島 袋 義 範 君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島 袋 勉 議員

一応、私のお家にも送付ありました。実際、島も高齢者の皆さんいっぱいいるんですが、もしこれ紛失した場合、この個人番号を本人が覚えていない場合、どういったふうにしてまた再交付するのか。

それと今から施行される制度ですが、もしそういったまだそういったもので悪用されたとか、そういう話はまだ聞けないんですが、その個人番号が流出して何か悪用された場合、その個人番号を変更することができるのかどうか。その辺をお伺いします。

○ 議長 島 袋 義 範 君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西 江 忍 君

通知カードもそうでございますが、番号カードにおきましても、例えばこの紛失とか、わからなくなったという状況が若干異なりまして、例えば盗難に遭ったとありますとか、財布の中に入れていて、どこかで落としてしまったとかという場合には、通常の免許証とか、キャッシュカードと同じように、警察に届けるこ

とも必要になってまいります。当然これはその届出をもって、この方の個人番号また新たに生成して、番号を入れ替えた形で作るためにも、そういう手続は必要になってまいります。また情報の漏えいについてでございますが、まだ現在のところまだ運用も年明けの1月1日から施行となっております。この情報、漏えいにつきましては、まだ我々のほうも状況を把握してございません。当然、国のほうでも、このシステム関係につきましては、セキュリティ対策を万全にとっているということでございますので、その辺はもう信用して、施行していきたいと考えております。

○ 議長 島袋 義範 君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

先ほど亀里議員からもありましたが、そういった内容、やはり高齢者の皆さんはそういった内容はわからないで不安がっている方は多々おります。ぜひですね、新年度入の前までには、そういった説明会みたいなものは、重々開催していただきたいと思います。以上です。

○ 議長 島袋 義範 君

6番 仲宗根清夫議員。

○ 6番 仲宗根 清 夫 議員

今回、個人情報に関しては、3月いっぱい説明してもらって、4月からやらないと、こんなもの5年も待っていたら、全部覚えきれませんので、早目に4月から進める方向で持っていかないと、これどんどん覚えきれなくなるので、早目に。セキュリティの問題は当然ありますけれども、3月ぐらいでやったほうがいいんじゃないかと。自分たちも会社、会社としてもほとんどそうしないと大変なことになるので、進めていますので、だから特にこれ勉議員からもあったんですが、早目に3月いっぱいまでに説明してもらって、4月からは本当に、やる、やらないは本人の意思ですので、5年かけたら長すぎますので、早目にやったほうが良いと、自分は思っています。流れがそういうふうに来ていると思いますので、よろしくお願ひしたいと思いますが、どうですかね。

○ 議長 島袋 義範 君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内 間 常 喜 君

基本的にこの番号、マイナンバーにつきましては、任意ということもございますし、強制ではございません。したがって、会社務めとか、そういった雇われている方にとりましてはほぼ強制といえますか、いろんな給付を受けるために必要になるだろうと思いますし、また年齢層において、必要不可欠な方。そして特にカードを切り替える便宜上、切り替える必要のないお年寄りの方もいらっしゃるかと思いますので、この辺はあまり村が立ち入ってやってしまうと、「必要ネンタルムン、役場カイシミラッテ」ということも無きにしもあらず、そういったことも懸念されますので、ぜひ慎重に事を運びながら、そして以前には、敬老会のほうで老人会のほうに説明をした経緯もございます。そういった全体的な状況も見定めながら、進めさせていただければと考えております。

○ 議長 島袋 義範 君

休憩します。

(休憩時刻10時46分)

再開します。

(再開時刻10時47分)

ほかに質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第87号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託

を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第87号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第87号 伊江村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第87号 伊江村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第88号 伊江村情報公開及び個人情報保護に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政 英 君

それでは、議案第88号 伊江村情報公開及び個人情報保護に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての提案理由を御説明申し上げます。

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、本条例つまり伊江村、今回3つの条例を提案いたしますが、の条例の改正が必要ですので、提案するものでございます。

なお、今回は伊江村情報公開及び個人情報保護に関する条例、そして伊江村営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例、そして伊江村立聖苑設置及び管理条例、この3つの条例を同時に改正の案を提案するものでございます。なお、説明につきましては、総務課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○ 議長 島 袋 義 範 君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内 間 常 喜 君

御説明いたします。まず制定の背景から申し上げますが、昨年6月行政不服審査法ほか、関連に法が交付されて、平成28年4月から適用となることから、国民の救済手段の充実、拡大の観点から緒手続が見直され、伊江村の条例においても改正する必要が出てまいりました。その中で本条例案は、伊江村情報公開及び個人情報保護に関する条例、伊江村へ土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例、伊江村立聖苑設置及び管理条例を一括で改正する。いわゆる整備条例と呼ばれるものでございます。

それでは改正する条例、新旧対照表で御説明申し上げます。

第1条につきましては、伊江村情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部改正でございます。ほぼ文言、字句の改正でございますので、かいつまんで御説明申し上げます。

まず目次及び第4章中、「不服申立て」を「審査請求」に改めるというものです。第32条第1項中「、又は開示」を「又は開示」に、「対する決定」を「対する採決」に、「(昭和37年法律第160号)」を「(平成26年法律第68号)」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2項中「当該不服申立てに対する採決又は決定」を「当該審査請求に対する採決」に改めます。

次のページでございます。第33条第1号及び第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「公開決定等」を「公開裁決等」に、「決定」を「裁決」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改めます。

第34条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、または決定を削り、同条第1号中「の決定」を

「の裁決」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に、「公開決定等」を「公開裁決等」に、「対する決定」を「対する裁決」に改め、「又は決定」を削るものです。

次のページでございます。第35条、第36条においても「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改めるものでございます。

次のページ、第2条は、伊江村営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正でございます。まず第3条の見出し中「異議の申立て等」を「審査請求等」に改め、同条第1項中「60日」を「3月」に、「異議を申し立てる」を「審査請求する」に改め、同条2項中「異議の申立て」を「審査請求」に、「決定しなければならない」を「裁決しなければならない」に改めるものです。

続きまして第3条は、伊江村立聖苑設置及び管理条例の一部改正でございます。第4条第2項中「異議を申し立てる」を「審査請求する」に改めるものです。

なお、附則でこの条例は、平成28年4月1日から施行するとしております。以上、提案理由の説明とさせていただきます、議員皆様の御質疑にお答えいたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。7番 渡久地政雄議員。

○ 7番 渡久地政雄議員

第2条の伊江村土地改良事業の件なんですけれども、改正前は「60日」そして今は「3月（みつき）」といたしましたけれども、これはやはりこのとおりに読むと「3月（さんがつ）」なのか、勘違いするんですけれども、これあえて「90日」でやらないのは、何か意味があるんですか。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

お答えいたします。

これにつきましては、3月（みつき）、3月（さんつき）なんですけど、基本的には「3カ月」というふうにとらえていただきたいと思います。この表現につきましては、行政福祉審査法関連三法案に基づく表記の仕方でございますので、この表記でさせていただければというふうにご覧いただけます。

○ 議長 島袋義範君

ほかに質疑はありませんか。進行していいですか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第88号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第88号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第88号 伊江村情報公開及び個人情報保護に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第88号 伊江村情報公開及び個人情報保護に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第89号 伊江村公用並びに公共用施設整備基金条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第89号 伊江村公用並びに公共用施設整備基金条例の制定についての提案理由を御説明申し上げます。

役場庁舎をはじめとする公用施設、村民の健康と福祉の増進、産業経済等に寄与するための公共用施設の維持補修、改築等後年度の財政支出に備えるために本条例を制定したく提案するものでございます。

開けて、条例を開いていただきたいと思います。

伊江村公用並びに公共用施設整備基金条例、第1条は（設置）この条例は、村庁舎、中央公民館、消防施設及び教育施設等、村が行う公用並びに公共用施設の整備に必要な資金を積み立てるため、伊江村公用並びに公共用施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。ということで設置を定めてございます。

第2条は（積立て）毎年度一般会計歳入歳出予算で定める。ということに定めてございます。第3条（管理）基金の管理について定めてございます。第4条（運用益金の処理）について、基金の運用が生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するというふうに定めてございます。第5条（繰替運用）村長は財政上、必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。というふうに定めてございます。

第6条（処分）この基金は、第1条の目的以外には、処分することができない。というふうに定めてあります。第7条は（委任）。

附則としまして、この条例は平成28年1月4日から施行したいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。以上で、提案理由の説明といたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

第3条のほうなんですが、金融機関等の序文があるんですが、今回監査委員報告もありましたが、一番利率の多いところにそれを預けるということにしているのか。それとも取引関係でやっていくのか。その辺どのようにお考えですか。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

今回は、この条例制定に関する条例制定について、基金条例の制定について、上程をし、提案をしているところございまして、まだ補正予算でこういった形で積み立てていくのかということも定かではございません。その辺は村長に御相談をして、村長が御判断なさるわけなんですけれども、その際に金融機関、どちらに預けるのか。そして率をどういうふうに設定をしていただくのか。この辺もありますし、またましてや金融機関がJA、農協でございますので、そこら辺の関係といたしますか。いろいろと内部で調整をしながら、特にこの金融に関しましては、会計管理者の判断も聞きながら判断していくことになるかと考えております。

○ 議長 島袋義範君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎 議員

1条で目的、公共施設の整備に必要な資金を積み立てる。どのぐらいの額で、そしてどのぐらいの期間を

想定しているのか。大事なことではないでしょうか。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

この条例案を積み上げていく段階で、上限額とか金額はじゃあどうするのかというお話もございましたけれども、他自治体、特に最近庁舎ができました本部町等のそういった基金条例等も参考にさせていただきながら、どの市町村もやはり上限額というのを設定しておりませんで、庁舎をつくるにしても公共用施設をつくるにしても、やはり一般財源が何億円、数億という財源が必要となります。いくらあっても、十分ではないというようなことも伺っておりますので、やはりこの予算の範囲内で積み立てられる金額を、そして何年かと申しますと、一般質問等でもございましたが、今後更新をしていかなければならない施設が多々ございますので、ほぼ十数年のスパンで積み立てをしていく必要はあるのではないかと考えております。

○ 議長 島袋義範君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎議員

おおよその額は設定したほうがいいんじゃないでしょうか。全くの無なんですか。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

亀里敏郎議員に御質疑にお答えをさせていただきますが、基金には、御存じのとおり積立基金と定額運用基金の2種類がありますが、今回はあくまでも積立をしてこの基金を運用、取り崩しして使用していくという基金ですので、先ほど来ありますように、今回の一般質問もありましたが、やはり昭和50年代に建てた、公共用の建物、あるいは公用の建物がたくさんあります。そういう中で、ある程度を積み立てていって10億円、あるいはそれ以上になったときのこの辺のその基金の状況を見ながら、今後のこの辺の公共用の建物、あるいは公用の建物の改築を考えていくということになりますので、今後とも今こちらの財調が13億円ぐらいあるんでしょうか。そういう部分の中で財調の積立も、その金額は県のほうからちょっと多すぎるという部分もあって、何らかの目的をもった基金を設定して、そういう部分を有効活用したほうが良いという指導もありますので、基本的に期間はもう早目に、例えば3年、4年で10億円も15億円も基金が積み立てられれば、老朽化したその辺の建物の改築を急ぐこともできますので、そういう部分である一定の部分の積立が金額が、こうできることがあれば、それを活用して施設の改築を行いながらやっていきたいという感じですので、大体10億円から15億円ぐらいの積立ができれば、そういう中でいろんな老朽化した公共用の施設、あるいは公用の施設の改築を進めていけるという感じで、今後その基金の運用は図っていきたいと思っております。

○ 議長 島袋義範君

進行していいですか。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

大変申しわけありません。先ほど財調13億円と申し上げましたが、現在の財調の基金額は17億円ということですので、訂正をさせていただきたいと思っております。

○ 議長 島袋義範君

進行していいですか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第89号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第89号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第89号 伊江村公用並びに公共用施設整備基金条例の制定についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第89号 伊江村公用並びに公共用施設整備基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(休憩時刻11時06分)

再開します。

(再開時刻11時19分)

日程第8 議案第90号 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政 英 君

議案第90号 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更についての提案理由を御説明いたします。

本規約の変更につきましては、地方自治法第252条の6の規定により、平成28年4月1日をもって、沖縄県消防通信指令施設運営協議会を設ける普通地方公共団体から、那覇市、浦添市及び本部町今帰仁村消防組合が脱退すること。及び同協議会規約を別紙のとおり変更することについて、議決を求める必要がありますので、提案するものであります。

本協議会の規約につきましては、伊江村議会に平成23年6月14日の定例会で規約の制定に係る協議の議決を経ております。そういうことで、今回の規約変更は4年ぶりということですから、なかなか皆さんには初めてお聞きになることもあると思います。本協議会は当初30団体で構成されておりましたが、県内1ブロックとして、消防救急デジタル無線及び消防指令センターのこの2つの整備に向け、協議会等の会議をしてこれまで進んでまいりましたが、各団体での負担金で整備することに対し、独自での整備が、コスト的に安いと判断した団体や、あるいは現在、導入機器のリース期間が満了していないなどの理由に、那覇市、浦添市、本部町今帰仁村消防組合が本協議会から脱退することになりました。さらに今年度10月末から、一部運用が開始となった消防指令センターの設置場所の変更や規約中の文言、条文の整理を行う必要があるために、今協議会の規約の変更についてを提案をするものでございます。

なお、次のページを開いていただきまして、簡単に御説明させていただきますが、先ほど提案でも御説明申し上げました、この沖縄県の協議会から、那覇市と浦添市と本部町今帰仁村消防組合を脱退する。削るといふことと、それから那覇市長、浦添市長、本部町今帰仁村消防組合管理者を削る。そして当初、那覇市消防にセンターを置くということでしたが、それらを嘉手納のニライ消防に置くということで、嘉手納町のほうに住所を改めるということが、本協議会の変更の主な大まかなものでございますので、後ほどこの一部改正の新旧表をもって、中身を見ていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上、簡単ですが御説明に、提案理由にかえさせていただきたいと思っております。

○ 議長 島 袋 義 範 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を許します。6番 仲宗根清夫議員。

○ 6番 仲宗根 清 夫 議員

本部町今帰仁村消防組合が抜けるみたいなんです、例えば救急車とかは関係しますかね。どんなでしょうかね。本部町今帰仁村消防組合というのは、大体いろいろと消防だけだったらいいと思うんだが、救急関係まで影響してくるのか。ちょっとその辺をお聞きしたいんですが。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

お答えいたします。

この通称「沖縄県消防指令センター（センター119）」という名称もついてございますが、これについては、伊江村も10月1日から運用開始してございます。もう既に何件かその119を活用して、急患、事故等が指令されておりますが、議員が御懸念されておりますこの本今消防とのこの救急の搬送の関係の御心配だと理解をしておりますが、それに関しましては、伊江村とこの本今消防の間で協定書等も締結しておりますし、これまでどおり、何らこの救急搬送について、何かが変わるとかということはありません。

○ 議長 島袋義範君

ほかに質疑はありませんか。進行していいですか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第90号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第90号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第90号 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第90号 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第91号 伊江村堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第91号 伊江村堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を御説明いたします。

木材破砕施設の竣工に伴いまして、堆肥センターの用地が拡大したことから、本条例の一部を改正する必要があるために、条例を提案するものでございます。

新旧対照表を開けていただきたいと思っております。まず改正前の第3条の堆肥センターの位置の番地なんです、実はアンダーラインを引いております「1407番と1408番」がダブっております、1407番と1408番を削りたいと、アンダーラインの部分の削るということでございます。

それから追加としまして、今回、重機保管庫と木材破砕施設が竣工いたしまして、その部分用地が拡大するということでございますので、「1416番」の次に、「1417番の1、1418番、1419番、1420番、1421番、1422番の1、1424番及び1425番」を加えるということでございます。

なお、1417番の1と1418番が、重機保管庫、そしてその他は木材の破砕施設の用地ということになってお

ります。その分を改正をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

済みません。言い忘れました。なお附則としまして、この条例は、公布の日から施行し、平成27年8月1日から適用するというごさいます。本来ならば9月の定例会で上程すべきだったんですが、この分ちょっと遅れてしまいましたことをおわび申し上げます。ということで、竣工日の8月1日から適用をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

進行してよろしいですか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第91号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第91号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第91号 伊江村堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第91号 伊江村堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第92号 伊江村子育て支援金に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第92号 伊江村子育て支援金に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を御説明申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、本条例の一部改正する必要があるため、本条例の一部改正を提案するものでございます。

新旧対照表を開けていただきたいと思ひます。新旧対照表の1ページですが、第4条 子育て支援金の交付を受けようとするものは、「村長にあらかじめ」を、「規則に定める」に変更したいと、改正したいと思ひます。

そして「支援金交付申請書（第1号様式）、及び」を、（第1号様式）を削除するというごさいます。それから同意書の（第3号様式）についても削除というごさいます。

それから、第6条につきましては、申請書に子育て支援金交付申請通知書（第2号様式）、これについても条例から、申請時に「規則で定める」に変更して、その様式を削除するというごさいます。

開けていただきまして、改正前は条例に第1号様式から、第3号様式まで条例に定めて、様式を定めてありましたが、今回の法律改正によりまして、個人番号を記入する欄をこの様式に追加をしていかなければ

ればならないということもありまして、それぞれの様式を条例から削って、その分を規則でそれらを定めていきたいというのが、今回の大きな条例の一部改正の内容となっております、様式を規則に委任をしていきたいというふうに考えております。

以上、簡単ですが提案理由の御説明とさせていただきます。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第92号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第92号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第92号 伊江村子育て支援金に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第92号 伊江村子育て支援金に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第93号 伊江村税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第93号の提案理由を御説明する前に、訂正箇所がありますので、大変申しわけございませんが、訂正をお願いしたいと思います。

まずは提案理由のところですが、提出理由になっておりまして、提案理由に御訂正をお願いしたいと思います。

それから条例の、ページが打たれなくて済みませんが、一番最後からの2枚目です。新旧対照表ではなくて、一番最後から2ページ目の附則のほうですが、下のほうです。附則（施行期日）第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、「第2条の規定は」となっておりますが、済みませんが、「第3条」に、訂正をお願いいたします。

それから新旧対照表の一番最後のページになります（3／3）の改正後の附則の部分の第1条、こちらもこの条例は平成28年4月1日から施行する。ただし「第2条」となっておりますが、こちらも「第3条」の規定は公布の日から施行する。ということで、「第2条」を「第3条」に訂正をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、議案第93号 伊江村税条例等の一部を改正する条例の制定についての提案理由を御説明申し上げます。

「行政不服審査法」が平成26年6月13日に「行政福祉審査法施行令」が平成27年11月26日に、平成27年3月31日に公布された地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令及び平成27年9月30日に地方税法施行規則等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、伊江村税条例等の一部を改正する必要があるため、本条例を提案するものでございます。

なお、ページがたくさんありますが、住民課長から説明をさせたいと思いますので、よろしく願いをい

たします。

○ 議長 島 袋 義 範 君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西 江 忍 君

私のほうで説明を申し上げます。

新旧対照表で説明申し上げますが、その前に概要を説明させていただきたいと思います。新旧対照表が第1条、第2条、第3条と分かれておりますが、改正にあたり、基づく法律、施行規則等がおのおの異なることから、3条に分けて改正を行っておりますので、御理解ください。

それでは、概要を説明申し上げます。新旧対照表（第1条）におきましては、行政不服審査法、施行令の公布に伴い「不服申立て」を「審査請求」に字句の改正を行っております。

新旧対照表の（第2条）におきましては、今回の地方税法の改正では、地方税法第15条等に定める徴収猶予制度について、納税者の負担軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、納税者の申請に基づく換価の猶予制度を創設するなどの措置が講じられたことと。地方公共団体における実態などを踏まえ、猶予に係る担保の徴収基準など、一定の事項については、市町村の実情等に応じ、条例で定める仕組みとされたことから、村の税条例に規定を追加するものでございます。

新旧対照表の（第3条）におきましては、地方税法施行規則等の一部の改正に基づき、提出する申請書等の様式に、提出者等の個人番号、または法人番号を記載する欄などを追加してございます。

それでは新旧対照表をもちまして、御説明申し上げます。新旧対照表の第1条におきまして、18条の2におきましては、「不服申立て」を「審査請求」に改める字句の改正を行っております。

新旧対照表の第2条をお願いいたします。第8条におきまして、徴収猶予に係る村税等の分割納付又は分割納入の方法を規定し、次ページの第9条では、徴収猶予に係る徴収の申請書における記載事項及び申請書に添付する資料について規定してございます。

第10条をお願いいたします。第10条では、（徴収猶予の取消し）が規定され、偽り、その他不正な手段により、当該徴収の猶予申請はされたときは申請を取り消す旨の規定を定めてございます。

第11条、地方公共団体の職権で納税について、成立な誠意を有するときで、事業継続あるいは生活維持、または猶予することで、徴収上有意である場合について、職権により財産等の換価を猶予することができる旨を定めてございます。

第12条、（申請による換価の猶予の申請手続等）について、規定しておりまして、これは第9条と同様、災害または病気等、事業の廃止などにおいて徴収金の納付を継続すると生活の維持が困難とされる等の理由が認められる場合には、財産の換価を猶予することができることと規定してございます。

第13条にて、猶予に係る金額が50万円以下である場合、猶予期間が6カ月である場合は、担保徴することが、担保を徴しない不要とする規定を定めてございます。

第18条においては、「地方税」を「法」へ、字句の改正を行っております。

続きまして、新旧対照表（第3条）をお願いいたします。第1条におきまして、地方税法施行規則の改正に合わせ、第2条第3号中から始まる文言を削除してございます。

第36条の2第9項において、村民税の申告、第63条の2第1項は固定資産税の供用部分に係る申告。第89条第2項第2号は軽自動車税の減免申請。第139条の3第1項は、特別土地保有税の減免と各税目における申請様式に提出者の個人番号及び法人番号を記載する文言を追加する改正を行っております。

附則といたしまして、第1条第1項第4号におきまして、「第2条第3号及び第4号、」の文言の削除を改正しております。

今条例の附則といたしまして、平成28年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の日から施行する。と施行日を定めてございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第93号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第93号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第93号 伊江村税条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第93号 伊江村税条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第94号 伊江村固定資産評価審査委員会条例の全部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第94号 伊江村固定資産評価審査委員会条例の全部を改正する条例の制定についての提案理由を御説明いたします。

「行政不服審査法」が平成26年6月13日に、また「行政不服審査法施行令」が平成27年11月26日に公布されたことに伴い、伊江村固定資産評価審査委員会条例の全部を改正する必要があるために、本条例を提案するものでございます。

なお、条例の中身につきましても、住民課長から説明をさせたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○ 議長 島袋義範君

住民課長 西江忍君。

○ 住民課長 西江忍君

私のほうで説明をさせていただきます。

新旧対照表で御説明申し上げたと思います。

説明の前に、本伊江村の固定資産員、評価委員会の条例は、平成47年5月15日に節立てで制定されておりました。条数の少ない条例においては、節立てではあまり好ましくないということで、第一法規との調整の中で指摘を受けておりました。今回全部改正をいたしまして、「節立て」から「条立て」への条例改正を行っております。新旧対照表の改正前、その上のほうに、波線で下線を引いてある部分は、節立てから条立てへ改正した部分でございます。その下のほうですね、下線の実線と申しましょうか。それは今回の行政不服審査法の改正に伴う条例の改正を行っている部分ですので、よろしく願いいたします。

それでは新旧対照表をもちまして、御説明を申し上げます。第1条では見出しを、(この条例の趣旨)から(趣旨)へ改正してございます。第4条では、(審査の申出)に係る処分内容、審査申出人が資格を失っ

たとき、委員会に届ける書類等の審査申出書に記載する事項を加える改正を行ってございます。

ページ開けまして、第6条第2項におきましては、弁明書の提出については、電子情報処理組織を利用して提出する旨を規定としてございます。これはどういうことかと言いますと、パソコン等で弁明書を作成いたしまして、メール等で役場に委員会に送付した場合にも、正式な書類として認めますよということを規定してございます。

第10条をお願いいたします。第10条が今回新たに新設する規定でございます。審査請求などによる提出書類などの、書類の写しの交付を受ける際に、手数料を規定してございます。手数料の額は伊江村印刷器具使用料徴収条例、別表に掲げた額と定めております。

第11条におきましては、第10条で定めました手数料の免除を規定してございます。

第13条は、委員会が作成する決定書について定めてございます。

附則といたしまして、(施行期日)を平成28年4月1日から施行し、第2項において、平成28年度以降の固定資産台帳に登録された価格から審査申し出についての適用とし、平成27年度分までにつきましては、なお従前の例によると定めております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

済みません、訂正させてください。私冒頭で「平成47年」と申し上げたらしいんですが、正しくは「昭和47年5月15日に、節立てで制定されております。訂正させてください。お願いします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。3番 山城善彦議員。

○ 3番 山城善彦議員

この委員会の構成人数ですか。何名ですか。

○ 議長 島袋義範君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西江 忍君

3名で構成されております。

○ 議長 島袋義範君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實議員

ある委員から、この委員会が開かれたことはないということを聞いたんですが、どれぐらいの割合で委員会は開かれていますか。

○ 議長 島袋義範君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西江 忍君

固定審査評価委員会につきましては、納税者の皆さんから異議申し立て等の申請があった場合に、おおむね招集するというふうな理解をしてございます。通常の業務におきまして、いろんな税の税額が高いでありますとか、上がっているとかの相談を、通常は職員が受けておりますが、それにましてもなおまだ納得がいなくて、正式に書面でもって不服申し立てをした場合には、当然その申し立てに基づき、評価委員会を招集して審議することとなっております。

過去3年間、不服申し立て等での委員会の招集はございません。

○ 議長 島袋義範君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

固定審査評価審査委員ということになっているんですが、実際は固定資産の評価はしないんですね、委員は。

○ 議長 島袋 義範 君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西江 忍 君

申しわけございません。先ほどの答弁、訂正させてください。当然この固定資産のいろんな異議申し立てに基づいて、委員会を招集する場合がありますし、我々が例えば評価の見直しをした場合にも、その旨委員会を招集して、その見直した部分について、委員の皆さんへは説明申し上げております。

○ 議長 島袋 義範 君

休憩します。

(休憩時刻11時54分)

再開します。

(再開時刻11時54分)

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西江 忍 君

申しわけございません。評価委員会の皆さん、直接業務、土地の評価等はいりません。我々も職員で評価というよりも、最近は第三者機関ということで、外部委託をして評価をしていただいているのが実情でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

土地の評価替えは3年に1回ありますよね。そのときは委員会は開かれるんですか。定例会というのはあるんですか。

○ 議長 島袋 義範 君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西江 忍 君

定例会のようなものはございません。名嘉議員お説のとおり、評価替えがあったときには、その旨、その評価が変わった部分を御提示いたしまして、委員会を開いて、説明を申し上げているところでございます。

○ 議長 島袋 義範 君

進行してよろしいですか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第94号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第94号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第94号 伊江村固定資産評価審査委員会条例の全部を改正する条例の制定についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第94号 伊江村固定資産評価審査委員会条例の全部を改正する条例

の制定については、原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩時刻11時56分)

再開します。

(再開時刻13時30分)

午前の質疑の答弁の中で、訂正があるようですので…。

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内 間 常 喜 君

はい、ありがとうございます。午前中の仲宗根清夫議員の御質疑に対しまして私、センター119消防指令センターの一部運用の日時を「10月1日」と申し上げておりましたが、正確には「10月30日」の誤りでございました。訂正をさせていただきます。正確には「10月30日」でございます。よろしく願いいたします。

○ 議長 島 袋 義 範 君

日程に入ります。

日程第13 議案第95号 肉用牛集出荷施設機能改善事業（伊江家畜市場誘導レール設置業務）の契約についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

議案第95号 肉用牛集出荷施設機能改善事業（伊江家畜市場誘導レール設置業務）の契約についての提案理由を御説明申し上げます。

3 契約金額2,268万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が168万円）

4 契約の相手方、東京都江東区冬木11番17号、全農畜産サービス株式会社 代表取締役社長 北島克好と契約をしていきたいと考えております。

なお、今回のこの誘導レール設置業務の内容といたしましては、つなぎ棟から売り場棟への誘導レール168.5メートル、方向変換機5カ所、誘導チェーン200本、コンプレッサー及び制御盤、ストッパー回路板等、附属機器一式の整備となっております。これによりまして開催をしております競りにおける職員や生産農家の安全確保と業務の効率化が図られ、あわせて市場機能の改善に大きく寄与するものと思っております。

以上で、提案理由とさせていただきます。

○ 議長 島 袋 義 範 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。11番 内田竹保議員。

○ 11番 内 田 竹 保 議員

畜産農家の待望の誘導レール、このたびの契約でありますけれども、この後、議決をして開設までには、いろいろと手続があると思いますが、現在の予定で来年になろうかと思いますが、何月の競りからそれが運用、稼働開始になるのか。お伺いします。

○ 議長 島 袋 義 範 君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知 念 吉 久 君

お答えいたします。

本業務につきましては、工期を来年の3月31日、今年度いっぱい業務期間となっております、4月の競り市の開催からの活用になるかと思われまます。

○ 議長 島 袋 義 範 君

ほかに質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第95号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第95号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第95号 肉用牛集出荷施設機能改善事業（伊江家畜市場誘導レール設置業務）の契約についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第95号 肉用牛集出荷施設機能改善事業（伊江家畜市場誘導レール設置業務）の契約については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第96号 気象観測機器設置整備事業（気象観測機器購入）の契約についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第96号 気象観測機器設置整備事業（気象観測機器購入）の契約についての提案理由を御説明申し上げます。

3 契約金額が861万8,400円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が63万8,400円）

4 契約の相手方、沖縄県浦添市牧港四丁目14番17号、福山商事株式会社 代表取締役社長 福山 保と契約をしていきたいと考えております。

なお、今回の設置事業では風光風速計、温度湿度計、日照計、雨量計とこの計測データの蓄電器を設置する予定でございます。設置する場所は、ハイビスカス園、伊江島空港、西崎公民館の3カ所に設置をする予定でございます。これによりまして、これまで近隣の観測所や近隣団体のデータを活用しておりましたが、今回の設置により、より伊江村内で身近なデータ、資料が集中され、この資料を提供あるいは共有することで、農家への提供を行い、農作物の肥培管理に大いに役立ていただきまして、農業の振興に寄与するものだと思っております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。御質疑にお答えをさせていただきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。11番 内田竹保議員。

○ 11番 内田竹保議員

先ほど、3カ所に設置場所だということで御説明がありましたけれども、設置以降の管理、あるいはデータの集積等については、これどこが行いますか。お伺いします。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

お答えいたします。

設置した3カ所から村の役場のほうに、このデータが集積というんですか、できるような仕組みになっておりまして、当分の間は村役場、農林水産課のほうでそのデータの管理を行っていく予定でございます。

○ 議長 島袋義範君

11番 内田竹保議員。

○ 11番 内 田 竹 保 議員

夏場になりますと干ばつとかが続くときがありますが、村内でもハタンギがありまして、西と東でも違うわけですね。なかなか雨が降った後に、何ミリぐらいの雨が降ったのか。そういう知りたいときがあるんです。ですからそれは、例えばきょう降った雨については、すぐ翌日にそのデータが、雨量については、きのうの雨は何ミリでしたということを出るのかどうかですね。例えば15日なら15日、その後にはかわからないとか。そういったことがあるのかどうか。翌日にわかるのかどうか、お伺いします。

○ 議長 島 袋 義 範 君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知 念 吉 久 君

お答えいたします。

そのデータについては、即日といいますか、すぐに確認できるようになっております。ただそれをリアルタイムに流すというところまではまだいっておりませんので、それを確認はすぐにとれるようにできております。

○ 議長 島 袋 義 範 君

ほかに質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第96号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第96号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第96号 気象観測機器設置整備事業（気象観測機器購入）の契約についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第96号 気象観測機器設置整備事業（気象観測機器購入）の契約については、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第97号 青少年旅行村駐車場整備工事の請負契約についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、知念一邦議員の退場を求めます。

（知念一邦議員 退場）

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

議案第97号 青少年旅行村駐車場整備工事の請負契約についての提案理由を御説明申し上げます。

3 契約金額が7,830万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が580万円）

4 契約の相手方、伊江村字東江上231番地、株式会社 輝男建設、代表取締役 知念伸次と契約をしていきたいと考えております。

今回の工事といたしましては、旅行村の駐車場の整備でございます。駐車場及び進入路の整備面積が3,034平方メートルで、駐車場のスペースとしましては、普通車59台、大型バス2台、バスが駐車しない場合の普通車は72台の駐車可能の面積であります。それと管理棟、料金所ですが10平方メートル、それに浸透池、1,072平方メートルを整備する工事となっております。

以上で、提案理由とさせていただきます。

○ 議長 島袋 義範 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

先ほど、資料として造成計画平面図をいただいておりますが、北側の今レストランありますよね「ラ・メール」のところ、道路があるんですが、バス専用の駐車スペースになっておりますが、その里道のところのほうは、そのままアスファルト張りなのか。その辺の説明がこの図面上ではなされていないんですが、それとこの里道のところでB&Gのほうで、造成ラインで盛り土かな、これ切り取りなんですかね。になっているんですが、実際B&G等で水泳大会とか、子供会の催しがあるとき、B&Gの駐車場に入れなくて、この駐車場をよく利用されている父兄の方々をよく見受けられます。そういったB&Gに対する乗り入れ、利用というんですか。そういったことは検討されたんでしょうか。

○ 議長 島袋 義範 君

商工観光課長 東江民雄君。

○ 商工観光課長 東江民雄 君

ただいまの質疑にお答えいたします。

実は今、計画時にはその乗り入れということでしたが、今この計画の中ではその里道部分、先ほど認定の第1号の中で、村道の路線変更の中で、この区間は駐車場用地として確保するというので、現在、ラ・メールの手前には、当初計画では植栽を行いまして、低木で植栽を行う予定で計画をしておりますが、その中で先ほど、議員御指摘のそのB&Gでの大会についてのことがありますので、そこは土ではなくてアスファルト工を考えているところがございます。済みません、一部につきまして、アスファルトでできないか、考えているところがございます。

○ 議長 島袋 義範 君

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英 君

ただいま商工観光課長からも説明ございましたが、実は先ほど島袋議員から御質疑のあった件については、庁議でも検討させていただきました。まずですね。これまでと従来と変わるの、この駐車場の高さ自体がラ・メールの高さの駐車場と同じぐらいの高さになります。ですからB&Gの駐車場と実際の旅行村の駐車場は、ほぼLGが一緒ぐらいですよ。高さが。しかし今、実際に出かかった時点では、この多目的運動公園の広場とのかかわりもあって、向こうの駐車場がラ・メールと同じぐらいの高さになってくるんですよ。道路曲がるものですから。そういったことで、もともとここは村道、B&Gとここは便宜上、車を通していたところもあって、そうではなくて今後そういったことで、ここはしっかり駐車場の整備をしていきたいと。まずは高さが変わってきます。B&Gの駐車場の高さ、これから工事する旅行村の駐車場の高さは変わりますよ。段差が出てくるものですから、ここからは歩いては行けるだろうと思いますが、車ではそこには乗り入れはできないということでもありますので、そういったことで、それではここに駐車場をとめて、ここから歩いていくということがいいんじゃないかということで検討させていただいて、その図面どおり、工事を進めていきたいというふうにも今、考えているところでもあります。

○ 議長 島袋 義範 君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

図面上ではその遊歩道の図面が入っておりませんので、ぜひそういったことを検討されているのであれば、また設計変更等もできると思いますので、そこから歩いてでも構いませんので、そういったときには、階段等を設置して両方、兼ね備えて駐車場が使えるような構造にしていいただければと思います。以上です。

○ 議長 島袋義範君

休憩します。 (休憩時刻13時48分)

再開します。 (再開時刻13時49分)

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

島袋 勉議員の遊歩道的な用語というのを、今後その先ほど図面に提示してある盛り土区間からのすりつけを、いろいろと検討すれば可能だと思いますから、階段ではなくて、やはりスロープとか、そういったことが望ましいと思いますので、いろんな面で検討をしていきたいと思います。

○ 議長 島袋義範君

ほかに質疑ありませんか。11番 内田竹保議員。

○ 11番 内田竹保議員

済みませんが、休憩できますか。休憩をお願いします。

○ 議長 島袋義範君

休憩します。 (休憩時刻13時50分)

再開します。 (再開時刻13時51分)

ほかに質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第97号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第97号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第97号 青少年旅行村駐車場整備工事の請負契約についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第97号 青少年旅行村駐車場整備工事の請負契約については、原案のとおり可決されました。

知念一邦議員の入場を求めます。

(知念一邦議員 入場)

日程第16 議案第98号 村道城山前線道路改良舗装工事の請負契約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第98号 村道城山前線道路改良舗装工事の請負契約の変更についての提案理由を、御説明申し上げます。

3 契約金額 (イ) 変更前の請負金額が4,050万円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が300万円)

(ロ) 変更による増額契約額1,112万4,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が82万4,000円)

(ハ) 変更後の請負金額5,162万4,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が382万4,000円)

4 契約の相手方、伊江村字東江前258番地、有限会社 永山建設、代表取締役 永山和樹と契約をしていきたいと思っております。

なお、今回の変更については、道路延長を394メートルから493メートル。旧ヒルトップ前から唐小堀のため池に向けて西へ99メートル追加延長する、工事を延長するものであります。それに伴う排水溝202メートル、舗装工480平方メートル、舗装版取り壊しが510平方メートル。カラー塗装が100平方メートルの工事を実施するための契約変更となっております。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○ 議長 島袋 義範 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

これ図面が提示されていないので、城山登山道の南側からの入り口の詳細がわからないんですが、南側入り口のほうに、階段で上る場所があるんですが、そこによく観光客の皆さん、自転車をそのまま放置をして、上られる観光客を多々見受けています。できたらそのまま自転車の駐車場、多分旧公民館の北側の広場を指定していると思いますが、旅行社の皆さん、それをわからず階段の近くで何台か自転車を放置しておられるのを見ました。できたらもしその工事等で変更がきくんでしたら、駐輪場ぐらいいは何台かできる場所を確保したほうが、その利用される皆さんにも、十分登山道として利用価値が出てくるのではないかと思います。その辺考慮できないか。お伺ひします。

○ 議長 島袋 義範 君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並 里 晴 男 君

お答えします。城山登山道ですね、この駐輪施設が可能ならちょっと余裕のある面積はちょっと厳しいかと思ひますし、またこの今回の社会資本の事業では、そこまではできないと思ひます。しかしながら、今お説のそういった駐輪をしている現状があるということならば、やはりそういったところをまた担当課のまた観光の商工観光課と連携をして、今後そういった指導的などが可能かどうか。含めてその方面は検討していきたいと思ひます。事業のほうでは、その駐輪場として整備することは厳しいと思ひます。

○ 議長 島袋 義範 君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

わかりました。そのような内容があるんでしたら、ぜひ看板等を立てて、お願ひをしたいと思います。

それと実際今、指定されている駐車場というんですか。そのほうも東江上区の杭打ちと、それと村有地ですか、両方またがっているところではありますが、実際リーフフィールドまつりと観光客が多い場合は、その駐車場を利用されておりますので、その辺は区と調整をして、もう少し整備のほうをお願ひしたいんですが、どうでしょうかね。

○ 議長 島袋 義範 君

商工観光課長 東江民雄君。

○ 商工観光課長 東 江 民 雄 君

ただいまの御質疑、商工観光課の担当ということで、ゆり祭りお答えいたします。

これまでもそうした案内表示等で行ってきましたが、その案内板がなくなっていたりとかして、その観光客には御迷惑、また村民の地域の方にもちょっと御迷惑をかけているところはございます。それにつきまし

ても、案内板等の表示等でもって知らしめていきたい。またその自転車を生かして、レンタル事業者に対してもまたそういったことの要望、お願いはしていきたいと考えております。

○ 議長 島袋義範君

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

商工観光課長が答えましたが、今島袋議員の質疑の内容が、大きなまつり等でその東江区有地を村が借用して、臨時駐車場を設けていますよと。ですから、何かの事業があれば、そこも区と調整をして整備をしたほうがいいのではないかと御質疑されたと思います。

この件につきましては、以前も仮に、仮駐車場なので、プライマーもやったこともあると思いますが、今後そういったものを含めて少し、御質疑のあった件については、区と調整をして、どのような整備をするのか。単に永久的な整備をするのかを含めて、ちょっと検討させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

私が言いたいのは、そういった補助事業等を入れての整備ではなくて、今現在が実際、雨が降るとぬかるむ状態です。そういった中にまた自転車を入れ込むというのもの、ちょっと指定する以上は、ある程度の簡易的なものはやったほうがいいんじゃないかということの質疑です。補助事業を入れてどうのこうのというのは、区の行政財産もありますので、そういう考えでの質疑ではありませんので、御了承ください。

○ 議長 島袋義範君

ほかに。3番 山城善彦議員。

○ 3番 山城 善彦 議員

この延長に伴いまして、大分工事期間も延びると思いますが、その期間の観光客に対する登山道の確保といますか。そういったあたりはどうなっていますか。

○ 議長 島袋義範君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並 里 晴 男 君

お答えします。

今回、変更議決を受けますと、この工事期間こう進んでいって、じゃあ下から来る、先ほどの自転車とか、そういったところのものがこの登山道へ行けるように、その仮的な仮説的な方法でいくのか。あるいはまた、今現在までは、東側のほうではやはり、大分全面通行止めというような体制もとっています。しかし、この唐小堀のところまで自転車に来て、これからまた城山のほうには行けないということになりますと、非常に大変な回り道ということになるかと思しますので、そこら辺は仮説的な方法が可能かどうかも含めて、またあるいはもっと下のほうから、その指示をしていくか。あるいはそして、先ほど申し上げた自転車の貸しているレンタルの方々にも申し上げて、そういった早目の回り道を設定できるかとかいうことを含めて、検討していきたいと思します。

○ 議長 島袋義範君

ほかに質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第98号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託

を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第98号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第98号 村道城山前線道路改良舗装工事の請負契約の変更についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第98号 村道城山前線道路改良舗装工事の請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第99号 西崎漁港防波堤整備工事の請負契約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第99号 西崎漁港防波堤整備工事の請負契約の変更についての提案理由を、御説明申し上げます。

3 契約金額 (イ) 変更前の請負金額が1億1,232万円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が832万円)

(ロ) 変更による増額契約額が691万2,000円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が51万2,000円)

(ハ) 変更後の請負金額が1億1,923万2,000円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が883万2,000円)

4 契約の相手方、伊江村字西江前563番地、有限会社 金城土建、代表取締役 金城清信と契約をしていきたいと考えております。

なお、今回の契約の変更の理由につきましては、航路防波堤の延長を32.5メートルから、17.5メートルを延長して、50メートルとして整備するのに伴うものでございます。その工事の内訳としましては、消波ブロック20トン型を66個据え付けする工事内容となっております。

以上で提案理由とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第99号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第99号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第99号 西崎漁港防波堤整備工事の請負契約の変更についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第99号 西崎漁港防波堤整備工事の請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第100号 伊江小学校校庭整備工事の請負契約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第100号 伊江小学校校庭整備工事の請負契約の変更についての提案理由を、御説明申し上げます。

3 契約金額 (イ) 変更前の請負金額が9,536万4,000円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が706万4,000円)

(ロ) 変更による増額契約額が1,193万4,000円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が88万4,000円)

(ハ) 変更後の請負金額が1億729万8,000円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が794万8,000円)

4 契約の相手方、伊江村字西江上2番地、有限会社 丸仲土建、代表取締役 仲宗根末光と契約をしていきたいと考えております。

なお、今回の請負契約の変更につきましては、パーゴラあるいは遊具の追加に学校、東側の既存ブロック塀を利用する考えでありましたが、塀の老朽化等によりましてL型擁壁に変更したことによる工事の増となっております。

以上で提案理由とさせていただきます。御審議方、よろしくお願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第100号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第100号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第100号 伊江小学校校庭整備工事の請負契約の変更についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第100号 伊江小学校校庭整備工事の請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第82号 平成27年度伊江村一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第82号 平成27年度伊江村一般会計補正予算(第6号)の提案理由を御説明申し上げます。

(歳入歳出予算の補正)第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ878万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億8,320万9,000円と定めたいと思います。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと考えております。

なお、補正予算の詳細の内容につきましては、事項別明細書をもって、各担当課長から説明をさせたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西江 忍君

事項別明細書、歳入1ページをお願いいたします。1款2項1目固定資産税758万1,000円の計上は、1節細節1. 現年課税分で658万1,000円、2節細節1. 滞納繰越分で100万円の計上は、11月末の徴収実績に基

づき計上してございます。

歳入2ページをお願いいたします。1款3項1目軽自動車税4万1,000円の減額計上は、1節現年度課税分で、当初課税台数が3,987台、課税額1,786万1,000円の徴収見込みを徴収率を98%と見込み、1,750万3,000円で計上しておりましたが、実課税台数で3,880台と107台分が減になったことによる減額でございます。内訳といたしまして原動機付自転車で27台の減、小型特殊自動車、これはトラクターとか耕運機の農耕用でございますが3台。軽自動車で74台、二輪の小型が3台で107台が減になっております。

○ 議長 島袋義範君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮城弘和君

歳入の3ページをお願いいたします。9款1項1目国有提供施設等所在市町村交付金119万1,000円の減額につきましては、細節1. 助成交付金37万2,000円の増、細節2. 調整交付金156万3,000円の減額は、交付決定による減額補正でございます。

○ 議長 島袋義範君

福祉課長 金城和廣君。

○ 福祉課長 金城和廣君

歳入4ページでございます。15款1項1目民生費国庫負担金900万円の増額でございますが、細節7. 障害福祉サービス費国庫負担金850万円、細節9. 地域生活支援給付費国庫負担金50万円で実績見込みに伴う計上でございます。

○ 議長 島袋義範君

医療保健課長 亀里裕治君。

○ 医療保健課長 亀里裕治君

歳入5ページ、1目民生費国庫補助金、1節児童福祉補助金、細節9. 子ども・子育て支援事業5万円の増額補正につきましては、当初県への移譲が計画されていましたが、現行通りの制度執行となり、それに伴う計上で、事業の内容としましては保健師による新生児訪問、乳児訪問に係る経費が対象となります。補助率は国、県、村、それぞれ3分の1でございます。

○ 議長 島袋義範君

福祉課長 金城和廣君。

○ 福祉課長 金城和廣君

同じく1目民生費国庫補助金、3節社会福祉補助金、細節1. 臨時福祉給付金給付事業60万円の増額でございますが、実績見込みに伴う計上でございます。

○ 議長 島袋義範君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮城弘和君

6目特定防衛施設対策交付金274万5,000円の増額につきましては、交付決定通知がございますので、補正増額となっております。特定防衛施設周辺整備交付金基金に積み立てる予定でございます。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

7目総務費国庫補助金、1節、細節15. 番号制度整備費補助金6万9,000円の減額につきましては、総務省、厚生労働省分の交付決定によるものでございます。細節19. 選挙人名簿システム改修補助金3万7,000

円の増額につきましては、選挙権が18歳以上に引き下げられることに伴うシステム改修の補助金でございます。

○ 議長 島袋義範君

福祉課長 金城和廣君。

○ 福祉課長 金城和廣君

歳入6ページでございます。16款1項1目民生費県負担金450万円の増額でございますが、15款国庫負担金と同様で、細節7. 障害福祉サービス費県負担金425万円、細節8. 地域生活支援費県負担金25万円で、実績見込みに伴う計上でございます。

○ 議長 島袋義範君

住民課長 西江忍君。

○ 住民課長 西江忍君

同じく4目保険基盤安定負担金10万2,000円の減額計上は、1節、細節2. 保険基盤安定負担金で、後期高齢者医療保険、後期高齢者の会計に係る負担金の確定に伴う県負担金の減額計上でございます。

○ 議長 島袋義範君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

歳入7ページ、16款2項3目衛生費県補助金1万3,000円の増額補正でございますが、細節1. 海岸漂着物対策事業費補助金、交付決定に基づきまして増減補正を行っています。なお、歳出につきましては、財源補正を予定しています。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

4目農林水産業費県補助金285万円の増額補正でございますが、団体営農地保全整備事業、細節95. 西崎第2地区の事業量の減に伴って、同じ団体営農地保全整備事業、東江上第1地区への変更決定によって、両地区の移動がございました。細節120. 農業基盤整備促進事業も、事業量の増により追加交付がございましたので、増額してあります。内容につきましては歳出のほうで説明したいと思います。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

6目土木費県補助金、1節土木費補助金、細節5. 県空港管理事務移譲交付金532万2,000円の増額につきましては、県の空港管理事務移譲交付金要綱の改正による歳入項目の変更と、増額補正となり、3項委託金からの配置換えによるものでございます。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

歳入8ページです。16款3項4目農林水産業費県委託金10万円の増額補正でございますが、根絶しておりますミカンコミバエの発生が奄美大島で確認されたため、その追加防除と申しますか、そのテックス板のつり下げ防除の追加分がございましたので、増額補正をしております。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

6目土木費県委託金の細節1. 空港管理委託金は、先ほど申しあげました歳入項目の変更による388万8,000円の減額補正でございます。

次の歳入9ページでございます。19款1項1目特別会計繰入金、細節1. 特別会計繰入金の1,925万8,000円の減額につきましては、歳入の12ページ、21款諸収入に組み替える措置でございます。詳細は12ページで御説明申し上げます。

次のページ、19款2項基金繰入金、9目ちゅら島づくり応援基金繰入金70万円の増額につきましては、村内開催の結婚披露宴の開催実績の増に伴うものでございます。

○ 議長 島袋義範君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮城弘和君

11目特定防衛施設周辺整備調整交付金基金2,397万2,000円の減額につきましては、水道施設整備事業の水道老朽管改修工事の実績に伴う繰入金の減額補正でございます。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課参事 宮里政喜君。

○ 農林水産課参事 宮里政喜君

歳入の11ページ、2節雑入の細節65. 太陽光発電余剰電力供給料51万円の増額ですけれども、堆肥センターの製造所の屋根のほうに太陽光を乗せる工事をいたしまして、月7万円の8カ月分を予定しておりましたが、11月末の実績で既に79万円余りの実績が上がっております。あと残り4カ月ありますので、107万円余りの実績を見込んで、今回51万円の増額補正をお願いしたいと思います。

○ 議長 島袋義範君

教育行政課長 大城強君。

○ 教育行政課長 大城強君

細節80. 埋蔵文化財発掘調査業務料1,314万8,000円の減額につきましては、交付決定による減額補正でございます。

細節99. その他雑入については、第30回国民文化祭かごしま2015「仮面の世界 in 奄美」の補助金38万6,000円でございますが、当初、村を通して行う補助金の受け入れが直接、西江上区への支給となったための減額補正でございます。

○ 議長 島袋義範君

住民課長 西江忍君。

○ 住民課長 西江忍君

細節1297. たばこ税申告書等郵送料負担金4,000円の計上は、葉たばこ手持ち荷調査による申告書等の郵送料を、国、県、村で負担いたしますが、村が一たん、全額立て替えを負担し、国、県の案分分を4,000円計上してございます。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

次の歳入12ページでございます。21款4項1目貸付金元利収入、細節1. 公営企業貸付金元利収入1,925万8,000円につきましては、先ほど御説明いたしました19款繰入金の特別会計繰入金からの組み替え措置でございます。

これまでの現金主義から発生主義へと新公会計制度に移行していく中で、フェリー建造費として一般会計が起債した返済額においては、特別会計繰入金よりも貸付金元利収入が望ましいと、区市町村課より指導があり、本議会において正当科目へ組み替える措置でございます。

続きまして、歳出の御説明に移ります。歳出1ページをごらんください。2款総務費、1項1目一般管理費、2節給料、3節職員手当等につきましては、人事異動に伴う増額補正でございます。その他の款におきましても、人事異動等により過不足が生じている課において、若干の予算補正がございます。特に説明が必要な場合を除き省略させていただくことがありますので、御了承ください。8節報償費の101.、103. につきましては、村功労者表彰に関連した実績による補正でございます。104. その他報償費につきましては、祝賀会での出演者への謝礼金とあわせまして、各区への法人税等の課税に関する手続や税務署との調整をさせていただいております会計事務所への謝礼額として増額をお願いいたします。105. ちゅら島づくり応援寄付金返戻品費は、寄附金の増額が予想されるため、その返礼品相当額を補正する措置でございます。11節需用費、細節3. 食糧費の15万円の増額につきましては、年明け祝賀会を見込んでおりまして、その分の増額をしております。12節役務費細節1. 通信運搬費の49万円につきましては、災害時の緊急電話とあわせまして、導入した携帯用のウィルコム電話の使用料について、計上漏れがございましたので増額をお願いいたします。細節106. PC設定及び不具合調整手数料の50万円の増額につきましては、役場関係のパソコンや印刷機等の不具合に対応する調整手数料に不足が見込まれますので増額をお願いします。13節委託料、細節121. 番号制度対応システム改修費39万4,000円の増額につきましては、介護保険連合との連携対応のため、改修費用を増額する措置でございます。19節負担金補助金及び交付金、細節143. 結婚披露宴助成金の70万円の増額につきましては、2組目の実績がありましたので、今後に備えた予算補正でございます。

続きまして2目文書広報費、1節需用費、11節需用費、細節6. 修繕料の6万円の増額は、防災無線施設のJ-アラートのバッテリー及びファン取り替えのための予算増でございます。12節役務費、細節102. 戸別受信機取付料60万9,000円の増額は月々の設置申請の増によるものでございます。4目財産管理費、13節委託料、細節3. 電気保安業務委託料、102. 庁舎内洗浄委託料のいずれも透析センター分の予算補正でございます。細節106. 公共施設等総合管理計画策定委託料につきましては、一般質問での答弁でも若干触れられておりますが、公共施設等の固定資産台帳の整備などに要する管理計画策定に係る委託料の増額でございます。18節備品購入費の19万5,000円につきましては、村長室に飾られております歴代村長の肖像画作成費用で、前大城勝正村長の肖像画の制作費用でございます。25節積立金、細節101. 財政調整基金積立金1,895万2,000円の減額につきましては、本補正予算の財源調整額としての措置でございます。

○ 議長 島袋義範君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮城弘和君

歳出の2ページをお願いいたします。同じく25節積立金の細節111. 特定防衛施設周辺整備調整交付金基金1,046万2,000円の増額補正につきましては、9目特別事業対策費の工事請負費から積立金へ事業費を組み替え、伊江村水道施設整備事業基金として積み立ていたしまして、継続的、安定的な施設管理運営に備えるものでございます。

次に、5目企画費でございます。2節、3節は人件費でございます。9節旅費、14節使用料及び賃借料の2万1,000円の増減額は、細節1036. 施設区域取得事務費の事務費組み替えでございます。13節委託料1,615万2,000円の減額につきましては、細節1186. 沖縄振興特別推進交付金事業のハブ対策事業委託業務LD防犯灯設置調査業務、青少年旅行村整備設計調査業務の計画変更による減額及び湧出休憩所施設整備事業、青少年旅行村駐車場整備事業の設計及び工事管理業務の入札残、それにアジア野菜市場調査委託業務、指定

文化財保全観光地化基本構想策定委託業務、景観計画策定委託業務の入札残の残額分と城山アーケード整備事業の管理業務の増額分を相殺いたしまして、減額措置してございます。15節工事請負費100万円の増額補正につきましては、城山アーケード整備工事の工事使用等の精査による増額でございます。18節備品購入費802万8,000円の減額補正につきましては、農作物緊急かん水車両購入事業、肉用牛集出荷施設機能改善事業の入札残による減額補正でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間 常喜 君

7目村民レク広場関連費の12節役務費、13節委託料、27節公課費につきましては、今年度予算で購入しました軽トラックの自賠責保険料、リサイクル料、重量税として計上してございます。

○ 議長 島袋 義範 君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮城 弘和 君

8目北部振興事業217万5,000円の減額補正につきましては、細節1258. 多目的屋内運動場施設整備事業の屋内運動場施設の事務備品及びスポーツ備品等の購入事業の9目特別事業対策費への事業変更に伴う減額措置でございます。9目特別事業対策費2,715万5,000円の減額補正でございます。12節役務費45万7,000円の増額につきましては、細節1308. 総合運動公園整備事業の野球場実施設計業務時の工作物認定申請手数料、構造計算適合判定手数料を補正計上してございます。13節委託料964万6,000円の増額につきましては、細節1247. 伊江村水道施設整備事業の設計業務の入札残額、ページをめくっていただきまして、細節1261. 川平集落道9号線整備事業の磁気探査業務の追加による増額、細節1283. 村道ミナト縦線・馬場並里線街路樹整備事業の入札残額、細節1285. 西小学校トイレ設置工事業の事業取り下げによる減額、細節1288. 西江前駐車場整備事業の倉庫実施設計業務の追加に伴う増額分を相殺いたしまして、増額を補正してございます。15節工事請負費4,799万円の減額につきましては、細節1247. 伊江村水道施設整備事業の入札実績に伴う減額と、細節1261. 川平集落道9号線整備事業の事業変更による減額補正でございます。18節備品購入費1,073万2,000円の増額補正につきましては、細節1280. 外科用X線装置購入事業、細節1281. 訪問看護往診車両購入事業、細節1302. 伊江村離島振興促進事業、細節1303. スポーツコンベンション推進事業の入札残と、8目の北部振興事業から事業変更をして実施いたします細節1307. 多目的屋内運動場の事務用品及びスポーツ器具用品の購入事業の増額分を相殺いたしまして増額措置してございます。

○ 議長 島袋 義範 君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西江 忍 君

歳出4ページをお願いいたします。2款2項1目税務総務費3万5,000円の計上は、12節、細節3. 手数料でございますが、村税等の納付、納入に係る金融機関への手数料に不足が見込まれますので、増額計上してございます。同じく2目賦課徴収費8万6,000円の計上は、13節、細節101. 軽自動車登録抹消通知委託料で、軽自動車抹消等の登録件数の増加見込みによります8万6,000円の計上でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間 常喜 君

歳出5ページでございます。2款4項1目選挙管理委員会費の13節委託料の7万6,000円の増額につきましては、選挙権が次期国政選挙から18歳以上に引き下げられることによるシステム改修委託料の増額でござ

います。18節事務用備品費の14万8,000円の増額は、選挙人名簿システム改修に伴い機器の変更が必要となるため、パソコン費用、パソコン購入費用としての計上でございます。

○ 議長 島袋義範君

提案理由説明の途中ですけれども、14時50分まで休憩します。

休憩します。

(休憩時刻14時35分)

再開します。

(再開時刻14時50分)

歳出3款民生費から説明をお願いします。福祉課長 金城和廣君。

○ 福祉課長 金城和廣君

歳出6ページをお願いします。3款1項1目社会福祉総務費60万円の増額でございますが、19節負担金補助金及び交付金、細節1269. 臨時福祉給付金給付事業で、給付対象者の実績見込みによる計上でございます。全額補助事業でございます。5目戦跡保存費は、補正額はございませんが、13節委託料から15節工事請負費へ組み替え、本村西江上区出身の並里千枝子さんの体験手記「知られざるユナツパチク壕」などで御存じかと思いますが、現村営西江上区団地裏手の古井戸跡の一角に戦後70周年記念事業として、ユナツパチク壕記念碑を建立する工事費の計上でございます。8目身体障害者福祉費1,800万円の増額でございますが、19節負担金補助金及び交付金、細節103. 障害福祉サービス費1,700万円の増額、細節106. 地域生活支援給付費100万円の増額で、実績見込みに伴う計上でございます。9目福祉センターの運営費の19万4,000円の増額は、11節需用費、細節6. 修繕料として福祉センター室外機、ガス漏れ修繕料の計上でございます。

○ 議長 島袋義範君

住民課長 西江忍君。

○ 住民課長 西江忍君

戻りまして、同じく6目介護保険費114万7,000円の計上につきましては、19節、細節103. 広域連合精算負担金で、平成26年度の市町村負担金の確定通知に基づき計上してございます。

○ 議長 島袋義範君

福祉課長 金城和廣君。

○ 福祉課長 金城和廣君

歳出7ページをお願いします。3款2項1目児童福祉総務費467万5,000円のうち、3節職員手当等、細節14. 児童手当11万5,000円の増額でございますが、受給児童者増に伴う計上でございます。3目保育所費、179万6,000円の増額でございますが、7節賃金、細節102. 保育所臨時職員賃金150万円の増額は、入所児童増員対応による計上でございます。11節需用費、細節6. 修繕料29万6,000円は、中央保育所日よけネットの修繕料の計上でございます。

○ 議長 島袋義範君

医療保健課長 亀里裕治君。

○ 医療保健課長 亀里裕治君

戻りまして1目児童福祉総務費、20節扶助費のこども医療費助成金456万円の増額補正につきましては、実績見込みによる計上でございます。

○ 議長 島袋義範君

住民課長 西江忍君。

○ 住民課長 西江忍君

歳出8ページをお願いいたします。3款3項3目後期高齢者医療費13万5,000円の減額は、28節細節102. 保険基盤安定繰出金で、保険基盤安定負担金の確定に基づき減額してございます。

○ 議長 島袋 義範 君

医療保健課長 亀里裕治君。

○ 医療保健課長 亀里 裕治 君

歳出9ページ、4款衛生費、1項1目保健衛生総務費、3節職員手当等30万9,000円の増額補正につきましては、それぞれ実績による計上でございます。11節需用費、修繕費の34万6,000円の増額補正につきましては、歯科医院、歯医者の電話システムでございますが、開設当時から20年余り使用し、通話に支障を来しております。その改修費の計上でございます。15節工事請負費、医療保険センター駐車場整備事業、場所は楓寿司の西側になりますが、35万円の増額補正につきましては、当初プライマー散布による簡易整備を予定していましたが、平成28年度の一括交付金でアスファルト舗装工事による整備が構築できましたので、減額補正としております。18節備品購入費34万3,000円の増額補正につきましては、同じく歯科医院の滅菌機が使用不能となりまして、急を要することから、買い替えを済ましておりますが、今回補正計上をお願いいたします。

2目予防費、13節委託料、細節102. 住民健診委託料15万4,000円の増額補正は、委託先の胸部レントゲン車が整備され、フィルム管理からデジタル管理へ移行されたことにより、単価の増額が生じました。それに伴う補正計上でございます。細節104. 予防接種・母子保健システム改修委託料18万3,000円の増額補正につきましては、10月よりこども医療費助成に係る県の助成対象年齢が3歳児までを就学前までにかさ上げされました。それに伴うシステム改修費の計上でございます。

3目母子保健事業費、20節扶助費、出産待機宿泊助成金70万円の増額補正は、実績見込みによる計上でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里 晴男 君

4目環境衛生費252万9,000円の増額補正でございますが、3節職員手当等につきましては、人事異動に伴う計上でございます。11節の需用費、細節6. 修繕料ですが、防犯灯の修理費が予定より大幅にふえていることから、不足が予想されることから計上してあります。13節の委託料100万円、細節114. 伊江村下水道事業資料作成業務、これは沖縄県の「沖縄汚水再生ちゅら水プラン計画」に見直しに基づきまして、現在合併浄化槽公共下水道、農村総合整備事業での集落排水事業などの事業規模の決定、それから概算事業費、それからその他計画資料を求められているため、その計画資料を作成業務する業務を委託しているため、計上してあります。27節の公課費の細節1. 車両重量税につきましては、不足しているため計上してございます。

次のページをお願いします。4款2項2目E&Cセンター運営費56万5,000円の補正増でございますが、11節需用費、細節1. 消耗品費、敷料の袋、その他ラップ等が実績に伴いまして不足が生ずる、予想されますので、50万円計上してございます。細節4. 印刷製本費につきましては、不法投棄の看板が今回、今のところまだ在庫があることから、34万4,000円減額してございます。6節の修繕料につきましては、E&Cセンターの故障の中で、機器の故障がございますので、これに計上してございます。細節の10. 医薬材料費40万円、これもE&Cセンターの消石灰等の医薬材料費が不足する予測がされるので、計上してございます。12節の役務費につきましては、実績に伴いまして通信運搬費を計上してございます。13節の委託料、細節106. 公害監視装置点検委託料23万1,000円の減額補正につきましては、執行残によりまして減額補正をしてございます。

○ 議長 島袋 義範 君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

歳出11ページ、6款1項2目農業総務費は、住居手当は職員増、受給職員の増によるものでございます。3目農業振興費93万円の増額補正でございますが、細節101. ミバエ地上防除事業、歳入のほうでも説明いたしましたが、奄美大島でのミカンコミバエの発生確認に伴うテックス板つり下げ進入警戒防除の1回分の追加分でございます。

次の細節1006. 国営土地改良事業調査事務費83万円の増は、土地改良区設立に向けた同意徴収業務に係る資料作成、並びに保安手続等に係る図面作成等の委託費として計上してありますので、よろしく願いいたします。

5目畜産業費32万8,000円の増額ですが、9節旅費、11節需用費等で不足が見込まれますので、増額をお願いいたします。19節負担金補助金の増については、和牛本登録時に81点以上の優良牛には、登録料の補助をしておりますが、当初見込み頭数から年度実績で40頭ほどふえる見込みでありますので、増額をしております。

6目畜産共進会費は7,000円の減額補正ですが、各共進会、県共進会までの実績による増減でございます。7目農地費は816万2,000円の増額補正ですが、細節1277. 管理体制整備促進事業の共済費、並びに賃金は、臨時職員2名分の増額分でございます。細節1295. 農業基盤整備促進事業の役務費、委託料、公有財産購入費でそれぞれ増ですが、役務費はコピーチャージ料等の増、委託料はウミカ溜池南側の水兼農道、浸透池整備に係る分筆業務委託料と、公有財産購入費はその用地購入費の増分でございます。団体営農地保全整備事業では、工事費の細節1112. 西崎第2地区の事業量が減になった分、減額分を細節1278. 東江上第1地区の委託料に組み替えて地区の実施設計を行うための組み替え措置でございます。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課参事 宮里政喜君。

○ 農林水産課参事 宮里政喜君

歳出の12ページお願いします。10目堆肥センター運営費51万円の増額補正でございますが、印刷製本費、修繕費、手数料に不足が見込めますので、計上してあります。よろしく願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

歳出13ページ、6款2項林業費、1目林業総務費は、職員手当等で扶養者の増によるものでございます。2目林業振興費は214万8,000円の増額ですが、8節の報償費につきましては、林業普及指導員2名の報償費の増額でございます。11節需用費は、細節1. 細節1114. 樹木苗やハイビスカス等の育成、管理に係る消耗品等に不足が生じておりますので、増額をお願いいたします。14節使用料及び賃借料の借上料につきましては、加齢木の除去や樹木の移動、また来年2月に開催を予定しております植樹祭、東江前地区で予定しておりますが、その整地等に係る重機使用料の増額でございます。

次の歳出14ページ、6款3項水産業費、2目水産業振興費53万8,000円の増額は、産地水産業強化支援事業、漁協の静養施設を整備した事業のソフト事業、産地協議会への活動補助金でございますが、当初において計上漏れておりましたので、今回計上してございますので、よろしく願いいたします。3目漁港建設費は、漁村再生交付金事業、西崎漁港航路防波堤工事費の事業料の減分を次年度に予定しております第1護岸改良工事設計業務の委託費へ組み替えて執行するための措置でございます。

○ 議長 島袋義範君

商工観光課長 東江民雄君。

○ 商工観光課長 東江民雄君

15ページをお願いいたします。7款1項1目商工総務費の3節職員手当等につきましては、人件費でございます。4節共済費、14節使用料及び賃借料の増額につきましては、実績見込みによるものでございます。

2目商工振興費、7節賃金につきましては、伊江島ゆり祭りでの実績による減額でございます。11節需用費、細節6. 修繕料につきましては、ミースィ公園の遊具、ベンチで48万円、青少年旅行村のキュービクルの63万円、ビーチテラスの亚克力板取り替えて35万円、ニャティヤガマ、トイレポンプ24万円の修繕料として計上してございます。14節使用料及び賃借料につきましては、細節8. 借上料につきましては、青少年旅行村内の展望休憩所が老朽化し、壁等が崩落する危険がございますので、その撤去費や旅行村内の伐採作業に係る経費として100万円、その他観光指導の植栽等で80万円の重機使用料を計上してございます。

次、3目はにくすに関連費、11節需用費の細節6. につきましては、原水ポンプ、放流ポンプの改修費に75万円、浄化槽のフロートスイッチ改修に25万円、障がい者トイレのウォシュレットの改修に17万円、それとエレベーター停電時の自動着床装置修理に15万円計上してございます。18節の備品購入費につきましては、はにくすに関連備品購入費といたしまして、音響機器の購入に係る経費として210万円計上してございます。このことにつきましては、FMもとぶ株式会社が運営しておりますFMのスタジオ放送局の伊江島サテライトスタジオを、伊江島のはにくすにホールの管理室に設置する予定であります。村内外に島の観光、行政情報等を広く発信し、新たな観光戦略の一つとして、平成28年度に運用する予定で整備を進めているところでございます。

○ 議長 島袋義範君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

歳出16ページ、8款1項1目土木総務費339万1,000円の減額補正でございますが、2節、3節、4節は4月の人事異動に伴いまして、職員が1名減になったことに伴いまして、減額補正となっております。11節の需用費、細節1. 消耗品費20万円の増額ですが、実績を勘案して不足が生じる可能性がありますので、20万円計上してございます。細節3. 食糧費につきましても、実績を勘案して4万円計上してございます。27節の公課費につきましては、4,000円の車両重量税の計上でございます。

歳出17ページ、8款2項2目道路新設改良費、9節の旅費でございますが、細節1176. 社会資本整備総合交付金事業のほうの潰れ地の地権者と用地交渉を行うための旅費計上でございます。

次の歳出18ページをお願いします。8款3項1目住宅管理費、15万円の増額補正、11節需用費、消耗品費が実績に伴いまして不足が生ずる予想がありますので、計上してございます。

次の歳出20ページをお願いします。8款7項河川費、1目の河川総務費これ補正額はゼロですが、財源補正としまして、先ほど海岸漂着物の事業の組み替えとしまして、財源補正をしてございます。以上です。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

1つ戻りまして、歳出の19ページでございます。8款4項1目空港管理費、これにつきましても、補正額はゼロでございますが、歳入増によりまして、財源補正でございます。

開けていただきまして、歳出21ページ、9款1項2目消防施設費の12節役務費の3万3,000円、細節102. 救急患者搬送用電話通話料3万3,000円の増額につきましては、沖縄県消防指令センターと結ぶ携帯電話の通話料の補正でございます。

○ 議長 島袋義範君

教育行政課長 大城 強君。

○ 教育行政課長 大城 強 君

歳出22ページをお願いいたします。10款1項教育総務費、2目事務局費、2節、3節につきましては、人事異動に伴う人件費でございます。8節報償費につきましても、指導主事の人事異動に伴っての僻地手当等の差額分の計上であります。14節借上料4万3,000円につきましては、伊江小学校正門西側の土地で現在、駐車場用地の賃貸料として、11月から翌年3月までの5カ月分の計上でございます。10月までは校舎改築業者が賃貸しておりました。19節細節122. 預かり保育料保護者負担分助成金69万4,000円につきましては、当初幼稚園児30人を見込んでおりましたが、8人ほどの増に伴う増額補正でございます。

次、10款2項小学校費、1目学校管理費、2節給料につきましては、人事異動に伴う人件費でございます。11節、細節106. 伊江小修繕費52万1,000円につきましては、教員宿舎C棟2室の玄関ドアの改修費と運動場の水銀灯及びトイレの電気改修費の計上でございます。13節、細節110. 伊江小貯水槽管理委託料10万8,000円につきましては、新校舎の完成に伴い貯水槽の管理が必要となります。その管理費でございます。2目教育振興費、9節旅費、14節使用料及び賃借料の細節1230. 就業意識向上支援事業につきましては、両小学校6年生が実施しているキャリア教育で、那覇市やその近郊の企業体験時のバス航送料、バス使用料等で、18万5,000円を旅費から14節使用料及び賃借料への予算組み替えでございます。3目学校建設費、12節、細節1290. 伊江小学校太陽光発電設置事業の7万円の増額につきましては、沖縄電力への電力接続申請に係る手数料でございます。細節1309. 伊江小学校関連駐車場整備事業につきましては、伊江小学校正門西側の現在使用している駐車場用地を、次年度以降、購入を予定しております。土地売買に係る事業認定が必要で、その事業計画書に関する補正であります。12節の役務費として事業認定手数料16万円、13節委託料、不動産鑑定料測量、基本設計料75万円の計上でございます。細節1310. 西小学校屋外トイレ設置工事87万5,000円につきましては、設計費の計上でございます。

次のページをお願いいたします。10款3項中学校費。1目学校管理費の2節につきましては、人事異動に伴う人件費でございます。

次のページ、10款4項幼稚園費、11節修繕料6万5,000円につきましては、伊江幼稚園のグランドピアノの修繕料の計上でございます。

次のページをお願いいたします。10款5項社会教育費、1目社会教育総務費、3節の職員手当につきましては、人事異動に伴う人件費でございます。8節、11節の細節1293. 青壮年交流事業において、報償費から需用費への予算組み替えを行い、新たに村長と年明けに創生塾の座談会を計画しております。19節の細節319. 伊江村児童生徒等派遣助成金6万円の増額でございますが、文化活動にかかわっている児童生徒に対する助成金で、明治神宮書道展、特選に1名の児童が受賞しました。授賞式に出席への派遣助成でございます。受賞者につきましては、伊江中1年玉城栄美花さん、2年連続の受賞であります。2目公民館費、11節、細節303. 改善センター修繕費113万4,000円の増額につきましては、改善センター、中央公民館の浄化槽400人槽の曝気ブロワー及び調整ブロワーの故障による修繕費の計上でございます。老朽化が著しく設置後です。20年以上経過しており、施設管理に支障を来している状況にありますので、よろしくをお願いいたします。3目文化財保護費、11節細節3. 食糧費の4万1,000円につきましては、村民俗芸能発表会時に観客へ飲み物を配付しました、その経費に係る補正でございます。細節1248. 埋蔵文化財発掘調査事業で11節調査報告書の印刷製本費149万1,000円、13節出土遺物整理委託業務料1,420万2,000円の減額につきましては、県において予算の全額確保ができず、調査報告書と遺物整理業務の一部を県と協議し、次年度事業実施の決定による減額でございます。19節、細節308. 民俗芸能村外公演負担金41万4,000円の減額でございますが、歳入で国民文化祭補助金が西江上区へ直接支給された補助金分と精算によるものでございます。

次、10款6項保健体育費、2目体育施設費、2節、3節につきましては、人事異動に伴う人件費の補正でございます。7節賃金102万円の減額につきましては、臨時職員4人体制で業務を行っていましたが、1人が都合により9月いっぱいまで辞めてしまい、10月以降から6カ月分の減額でございます。11節、細節1. 消耗品20万3,000円につきましては、体育館の照明電球、バトミントンラケット購入費で予算に不足が見込めるため、補正計上でございます。細節6. 修繕費51万6,000円につきましては、プールの給水管、シャワーバルブの漏水による排水管修繕費でございます。細節10. 医薬材料費9万3,000円につきましては、プール用塩素、プール用除藻剤購入費でございます。12節役務費10万円につきましては、コピーチャージ料に不足が生じるための補正でございます。18節、細節3. 機械器具費11万円につきましては、ワイヤレスマイク、プリンターは故障による買いかえと代引き購入費でございます。

3目学校給食費、7節賃金、調理員等賃金67万5,000円につきましては、賃金の見直しによる増額でございます。11節需用費、細節1. 消耗品費の18万円につきましては、調理用代車、配送コンテナ用のキャスターと給食配膳トレイ、プラスチック購入費で予算に不足が見込まれるための補正計上でございます。18節備品購入費67万2,000円につきましては、光速度ミキサーと伊江小学校牛乳保冷庫の購入を計上しております。これも平成7年度給食センター、改築当時の機材で老朽化が激しいので、よろしく願いいたします。

以上で、一般会計補正予算（第6号）の説明を終わります。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

歳入、款ごとに質疑を許します。1款、村税。1ページから2ページ。〔「進行」の声あり〕

次、9款、固有提供施設等所在市町村交付金。3ページ。〔「進行」の声あり〕

次、15款、国庫支出金。4ページから5ページ。〔「進行」の声あり〕

同じく16款、県支出金。6ページから8ページまで。〔「進行」の声あり〕

19款、繰入金。9ページから10ページ。〔「進行」の声あり〕

21款、諸収入。11ページから12ページ。〔「進行」の声あり〕

歳入一括して質疑を許します。〔「進行」の声あり〕

進行します。歳出、款ごとに質疑を許します。

2款、総務費。1ページから5ページまで。5番 内間広樹議員。

○ 5番 内間広樹議員

お伺いします。歳出1ページ、細節143. 結婚披露宴助成金についてお伺いしますが、今年度130万円の当初予算が組まれて実績として2組の実績があつて、70万円補正されたということですが、この2組の方がどこで披露宴をされて、何名規模の披露宴をされたのか、お伺いします。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

お答えいたします。確か前回は補正したというふうに記憶しておりまして、2組の次のまた3組目がお祝いされることも期待しまして、補正を組んでいるところでございます。場所につきましては、ゴルフ場のレストランですね。そこで開催をされておりまして、確か70万円を2組目はこの助成をしているわけなんです、確か150人規模だったと思います。ちょっと今、詳細がはっきりしなくて、調べてからまた御紹介したいと思います。答弁したいと思います。よろしく願いいたします。

○ 議長 島袋 義範 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

1ページの報償費でしたか、各区への法人税等のことを話をしていましたよね。これは細節104. でしたか。これについて、もっと詳しく説明していただきたいんですが。

○ 議長 島袋 義範 君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内 間 常 喜 君

これも住民課ともちょっと関連いたしますけれども、近年、各区においても、例えばテントを貸しました。あるいはいろんな収益事業をやって、お客さんも泊めたりとか、そういった収益的な事業をしたときに、法人税が実際は課税されなければならないということで、名護税務署のほうから指導が入りまして、各区、区長にも説明会があったわけなんです、その辺で適正なといいますか。これまででないことなので、各区のほうで、区長のほうでそういった手続がなかなかままならないということがございました。その中で区長会のほうから、ぜひ専門の方にそういった手続のあり方、どういうふうにやったらいいのかということ、間に立っていただけないかということで、村出身の会計事務所の方に御相談をし、今年内でどうにかその均等割りとか、県税も発生しますし、村税も発生するわけなんです、その辺の手続について、しっかりと御指導をいただこうと、協力をいただこうということで、今まさに業務は進めているところであります。これに対しまして、この協力をしていただいている会計事務所の方も、私も島のために貢献したいということで、ボランティア的にされてはいるんですが、それでもこういった業務が発生しているということで、この会計事務所のほうに謝礼として一定額をお支払いしたいということで、予算化をしているところでございます。

○ 議長 島袋 義範 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

自治会から住民税を取るといような話でしたが、阿良区は財政難といいますか、この区の運営のために県道清掃も一部委託金としてもらっているんですが、これも区の収入として課税対象になるということを知っているんですが、初めてこういう問題はあるんですが、いつごろからこういう仕組みになっているんですか。

それと、税金を支払う区は何区ありますか。8区のうち。

○ 議長 島袋 義範 君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内 間 常 喜 君

これは、私が記憶している限り、昨年からお話がありまして、これに関しましては私と住民課長、税務署での説明会に出向きまして、この村が事務委託をしている区に対する委託料を支払っているわけなんです、その委託料が請け負いに当たるといことで、その請負業というのは、税金が発生するんだといことでの税務署の見解でございました。これに対しまして、村民の税金を使って、そういう委託を、形上は委託ではますが、それっていいんですかといことで、私たちもいろいろと反論というんでしょうか。こういうあり方が本当にいいのか。末端行政というのは、市町村ではあるけれども、実際にこういった小さな地域というのは、各区というのが相当担っていて、それを担わせるために税金をもって委託しているのに、それに課税するというのは、全く不条理ではないかというお話も申し上げております。ただ税法上は適正な課税の仕

方に当たるところがありまして、伊江村だけではなくて、北部の市町村至るところでこういった説明会をして、適正にやっという事で、名護税務署のほうは進めているところです。

伊江村においても、こういった説明会をしたところ、区長会のほうからそういった課税の事務に関しまして、役場というよりは、専門の会計事務所のほうがまたよく理解しているし、指導も仰げるのではないかと、ということで依頼を受けまして、総務課のほうを通じて御紹介をし進めているところです。

阿良区の県道清掃ですか。そういったことに関してもお話を伺っていますし、これに関してもどうしてこういう財政的に厳しい小さな区が課税を受けるのかというこの辺に関しても、いろいろと私たちも勉強もしながら、今後どういうふうに委託業務というのを、財政措置していったらいいのかということ、今後また新年度に向けて勉強していかないといけないかなというふうに感じているところです。

課税につきまして、今完全に確定もしておりませんで、どこの区が課税されますということは、はっきり申し上げられませんが、確かに阿良区のほうで収益的なこういった事業をしているということで、課税をされそうになったという情報は、私も受けております。

○ 議長 島袋義範君

休憩します。

(休憩時刻15時30分)

再開します。

(再開時刻15時35分)

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

先ほどの内間広樹議員の御質疑の中で、結婚披露宴の2回の参加人数とか規模とか、そういった御質疑がございました。まず1組目が82名の参加で50万円。2組目が146名で70万円の助成でございます。

○ 議長 島袋義範君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

歳出の1ページの8節、細節105. ちゅら島づくり応援寄付金返礼品費42万円の計上があるんですが、これは何名に対しての増額になりますか。それとその寄附金、今現在その金額等がわかれば、教えていただきたいと思っております。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

今年度、現在のところ23名の個人、あるいは団体から寄附金を頂戴して180万円余り来ておりますが、その他に今申し出で、受け付けをしているところを合わせますと、あと9名の方から今申し出がございました。予定では総額で370万円余りが想定されております。それに関連しまして今回の返礼品の補正額ということになっております。

○ 議長 島袋義範君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎 議員

今の質疑と関連しますけれども、この42万円を1万円、例えば1万円のふるさと納税した方に、どのぐらいの割合を返礼しようということでこの数字が出ていますかね。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

今現在、大体給付金に対しまして、2割程度の返礼品を想定しています。

○ 議長 島袋義範君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎議員

きょうの沖縄タイムスで、ふるさと納税。過去最高、石垣市6,457万円、特典サイト充実ということで、石垣市はそういうことをしています。寄附1万円ごとに、4,000円相当の特産品を送っています。それが功を奏して、すごいこういう10倍の寄附金が集まっています。ということは中山市長はそういっていますね。納税とともに約2,500万円分の特産品購買効果があったと。寄附金だけ多くなるんでもなくて、特産品がこれだけ売れたということになります。だから伊江村としてもちゃんとした基準をつくってやれば、このふるさと納税というのが、もっともっと広がっていくんじゃないでしょうか。と言いますのは、あれだけの民泊の子どもたちが来ています。もう13年になりますので、彼らは稼いでいるんですよ。最初に行っている人は、だからそういう伊江島を宣伝しながら、もっとこういう特産品をピーアールする必要はないでしょうか。村長いかがでしょうか。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

お答えをさせていただきます。このふるさと納税については、ずっとそういう制度ができてから、もっともっと勸奨を促進すべきではないかというようなお話もありまして、ようやく伊江村としても以前よりは、その辺の部分の勸奨もやっているところではありますが、やはり先ほど私もこの石垣市のこの新聞を見ましたが、ほかの市町村においても、非常にこの特産品の販売といいますか。その辺の部分にも効果があるという部分で、そういう部分でふるさと納税のこの寄附を募るといふ、もうひとつの側面の効果もあるという部分で、各市町村においてその辺の部分はもっともっと強力に展開していこうという方向性になりつつあるというふうに思っております。伊江村としてもこういう今後はそういう郷友会、あるいは伊江島のほうの遠くにいて、応援団みたいな方も結構いますので、そういう方々にその辺も今後は堂々と、やはり伊江島のために気持ちもそうですが、そういう物資、その辺の部分でもぜひお願いをしたいというような感じで、今後お願いをしていけるようにやっていきたいと思っております。そういう中で、基準については、伊江村において、どのぐらいの基準が相当なのかは、今後内部でも検討しながら、どういった方法でそういうふるさと納税の勸奨、促進の方法がより効果的なのか。あるいはこれに対するその辺の特産品の返答とかがいいのか。この辺を含めて今後とも内部で検討もしながら、あるいは他の団体との協議も必要であれば、その辺の部分も議論を重ねながら、もっともっと若干、伊江村もふえています。できればもっとふえるように、内部で意思統一をして、その辺の部分に取り組んでいきたいと思っております。

○ 議長 島袋義範君

進行します。

3款民生費。6ページから8ページ。〔「進行」の声あり〕

進行します。次、4款衛生費。9ページから10ページ。〔「進行」の声あり〕

次、6款農林水産業費。11ページから14ページ。〔「進行」の声あり〕

次、7款商工費。15ページ。3番 山城善彦議員。

○ 3番 山城善彦議員

2目商工振興費の細節6. 修繕料ですけど、ちょっと聞き漏らしたかもわかりませんが、前にホースパークのパドックの件で修繕が必要だということを申し上げたこともあると思いますが、その水漏れも上

がっていたと思うんです。それとあと1点、ポンプ小屋の東側のフェンスですね。そこの出入り口が壊れていて、針金で結ばれていて、馬を乗馬させるときのコースとして使っていたのが、ちょっと使用できないような状況になっていて、それについてもどうにかできないかということの要請もあったと思いますけれども、それについて、ひとつお答えをお願いします。

○ 議長 島袋 義範 君

商工観光課長 東江民雄君。

○ 商工観光課長 東江民雄君

お答えいたします。今のホースパークの柵の件につきまして、見積もり等がありました件でございますが、実際ホースパークの今、馬長といろいろとヒアリングをいたしましたところ、やはり外柵が特に馬が逃げたりするので外柵が先ではないかということがございまして、そしてその中でまた中の丸馬場とか、そういった馬場になりますが、そういうした中ではやはり予算の中でどうしてもそれだけの工事費は出せないということでございまして、いずれまた庁議の中でもそういったことを話をしましたところ、来年度の一括交付金事業の中で、その全体的な工事概要、基本実施設計をもとに、全体的な工事を進めていったほうが、これからのこの施設整備の一括してできるんじゃないかということで、ただいまその実施設計に向けての一括交付金事業に向けての予算を構築できるかどうかということで今、やっているところでございます。

そして、水道事業。ホースパークのポンプ小屋から入るところでございますが、それにつきましても、簡易的な応急措置というのはやっていきたいと思っておりますが、今現在、その見積もりをとっているところでございます。

○ 議長 島袋 義範 君

3番 山城善彦議員。

○ 3番 山城 善彦 議員

ということは、ホースパークとは調整済みだということで理解してよろしいですか。

○ 議長 島袋 義範 君

商工観光課長 東江民雄君。

○ 商工観光課長 東江民雄君

ホースパークの直接的なLLPとの調整はしていなくて、この今回、特別というか。この補正を上げる中で、ヒアリングの中で、当初の中丸馬場というところから、外周、外柵が一番の先にやるところだということがございます、やるからには全体的に行きたいということで、ホースパークを管理している管理人との調整でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

3番 山城善彦議員。

○ 3番 山城 善彦 議員

わかりました。ぜひですね。前回から丸馬場、角馬場のほうの修繕が出たときにも、私も外から外柵のほう先じゃないかということは思っていたんですけども、そういう調整であれば、ぜひそういうふうに進めていただきたいと思いますし、またそのポンプ小屋の東側のその柵についても、早目に手の内といいますか、通れるようにしてもらって、ちょっと乗馬するルートが大分変わってくるということでありますので、そこもひとつ前向きに早目に対応をお願いいたします。以上です。

○ 議長 島袋 義範 君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

同じく歳出15ページの3目はにくすに関連費の18節備品購入費210万円ですね。先ほどの説明の中ではFMもとぶですか。のサテライトスタジオと説明があったんですが、その中身に関して、ちょっとその説明だけではちょっと不十分で、私なんかわかりづらいので、その備品とそういったサテライトスタジオとはどういったものか。それとそのスタジオはどこに設置する予定か。そしてその内容といいますか。大まかな内容というのをお聞きます。

○ 議長 島袋義範君

商工観光課長 東江民雄君。

○ 商工観光課長 東江民雄君

サテライトスタジオ、まずはサテライトというものについて、衛生基地、中継基地ということでございまして、FM本部株式会社が、本部町のあじま一ですか。産業支援センターのところで開設しております。その特におりませんが、このFMもとぶが伊江島で聞いている方、すごい今多いということで、またそうした伊江島の中でもぜひこの伊江島から放送できたらということの要望もございまして。そしてその中で、今基地、中継する施設といたしましては、伊江港のはにくすにホールの中にあります管理棟、管理室ホールの管理室がございまして、そこをその放送局として行っていきたいと。その中には、いろいろな音響機器、ミキサーとか、マイク等、そういった施設の音響機器の設備として、この予算の計上でございまして。そしてどのようにこれを行っていくかということ、今考えているのが、今伊江島のいろんなゆり祭り、マラソン、あるいは伊江島チューパンジャまつり等、そういったまつり等の広報もできると。行政情報をいろんなことを行うために、その月曜日から金曜日までは大体10分ぐらいの時間をその放送局を通じて、FMもとぶで放送すると。それと連動しています沖縄県の中で、FM21、FMニライという沖縄県を網羅している放送にも連携できるということで、伊江島の放送が沖縄県の本島の中では放送できるということと。それと土曜日、日曜日等の特別な番組といたしまして、伊江島の民俗芸能局とか、その他いろんな情報を発信をしていきたいということでございまして、その中継基地をはにくすにホールに設置したいという事業であります。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

商工課長からもありましたが、私からも若干、答弁をさせていただきたいと思っております。このFMもとぶのサテライトスタジオというのは、もう実は3年ぐらい前から、ぜひこのFMもとぶというのは、本部町も今婦仁村も伊江島もみんな入っているわけです。放送範囲に。そのときに、伊江島からも許可といいますか、この放送のエリアに入るといふ部分の設立のときに、その辺の同意書みたいなものも提出されたというふうにご話を聞いておりました、3年ぐらい前からその辺のサテライトスタジオですね。実際に言うと、FMもとぶの独自でその1日の放送するぐらいの、まだその辺の体制は整っていないという部分もあって、今先ほどあったFM21の同時中継、あるいはFMレキオとか、もう調整をしながらやっているわけです。そういう中で、このぜひこう石川会長とおっしゃいますが、本部があつて伊江島があつて、最近非常に伊江島も行事、その辺の部分で非常に活性化をしているので、その中で伊江島の放送もしたらどうですかという部分のお話は、ずっと3年ぐらい前からありまして、内部でもずっと検討をしておりましたが、実際最初は、村のほうはその辺の部分をごこう運営をしていくという話でもありましたから、ずっと断っていたわけです。そういう中でも最初のこの初期費用的な部分については、村がその辺の部分をご担うとしても、この毎日、その辺の部分の運営については、村としては責任は持てませんという部分で、ずっと断ってきましたし、その運営形態ですね。やはり公共放送ですから、一応。非常に難しく私も考えていましたが、このFMのこのコミュニティというのは、この放送をする時間といいますか、この電波を例えば、Aという人が1時間放送したけれ

ば、それに要するにその放送ができる自分で払ってもいいし、これまた協賛のスポンサーから持ってきてCMで流して、例えばこの1時間が10万円とすれば、10万円を払えばこの人がこの部分の時間を借りて、いろいろと放送ができるような感じらしいです。それ以外にもまた放送倫理委員会とか、当然この会社の中にはありますが、そういう部分だということもありまして、そういう中でいろいろと調整をして、3年前からそういう要請をしてずっと断ってきていたわけです。

そういう中で、新しいまた伊江村の中には、その辺の中でこのFMもとぶのサテライトスタジオの必要性をこう説く方もいますし。できればそういう伊江島のいろんなイベント、あるいは行政のその辺の部分も発信できますから、村としてもその辺の部分、相当の障害がなければ、その辺も前向きに検討もしているのかと思っているときに、この運営はFMもとぶがやります。そういう中でこう場所とその最初の初期費用、今上がっている費用ですね。その辺の部分は、村がぜひお願いをしたいというんです。もう一つは、毎年100万円の電波使用料を村が広告料として支払っていくということです。今は上がっていませんが、多分、来年ぐらいに放送になると、1年間のこの放送広告料ということで100万円支出する。そういう予算の部分を当初予算に計上させていただくというふうになります。これは月曜日から金曜日まで10分間、伊江村のこの行政情報という部分があって、いろんな村の申請業務、あるいはイベント、その辺の部分を毎日こう放送できるという部分で、このサテライトスタジオも、今のところ毎日ではなくて、土、日曜日の2時間だけ伊江島から放送するというので、限定されたサテライトスタジオということで理解をしていただきたいと思いません。

伊江村が100万円のこの広告料として、100万円を支払えば、私が先ほどいったこの放送する方々が、本来はCMとか、この辺のスポンサーを募って、この2時間を放送するというのですが、とりあえずはこのFMもとぶにおいては、伊江村の100万円でその辺の部分も運営できるだろうということに、今話を聞いておりますが、ただこの今、事務所のこの辺の経費等はFMもとぶがこう負担するようになっていまして、その辺またFMもとぶから伊江島で実際その辺を放送する方々への負担依頼もあろうかと思えますから、実際、放送される方はまたそれなりに、その辺のスポンサーを募るのかどうなのか。これは今後どうなるかわかりませんが、内容としては、そういうことで今、はにくすにの以前に雇用創造促進協議会の事務所でしたが、そこを予定をしまして、そういう中で今のところ使用料は免除をしていきたいと思っております。これは広告料というは、伊江村だけではなくて、久米島、読谷いろんなところで、読谷は400万円かな。それ毎年支出していますので、そういう部分で広告料を100万円毎年支出しながら、その辺のサテライトスタジオの状況も見ながら、その辺のずっと継続できるかどうか。その辺も見極めながらやっていきたいと思えますが、そういうことで今回そのサテライトスタジオのできれば4月1日放送に向けてやりたいんですが、これが確実にどうかわかりませんが、そういう部分に向けてのこの音響放送をするためのこの放送設備だという部分で理解をしていただきたいと思いません。

○ 議長 島袋 義 範 君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

ぜひですね。その詳細に関して、今の中では全島を網羅するFMの放送もあるということですから、ちょっとその流れというのが、ちょっとわかりづらいので、そういった全体的なものをわかるような資料がいただければと思います。ぜひですね、島をアピールするいい機会だと思いますので、そういった内容に関しては、できるだけオープンにして、村民にも早目に周知していただきたいと思いません。私からは以上です。

○ 議長 島袋 義 範 君

7款商工費、まだありますか。〔「進行」の声あり〕

8款土木費。〔「進行」の声あり〕

9款消防費。〔「進行」の声あり〕

10款教育費。8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀 里 敏 郎 議 員

学校建設費での説明の1310. 西小学校屋外トイレ設置工事について、質疑します。これ場所と仕様について、ひとつお願いしたいと思います。

○ 議長 島 袋 義 範 君

教育行政課長 大城 強君。

○ 教育行政課長 大 城 強 君

ただいま亀里議員の西小学校の屋外トイレの設置場所ということでありましたが、場所については、今現在あります運動場側の南西側にそのまま場所としてあります。大体規模的なものについては、伊江小学校の運動場にありますがトイレ等を参考にして予定しております。これあくまでも設計です。

○ 議長 島 袋 義 範 君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀 里 敏 郎 議 員

これは工事費ではないわけですよ。はい、わかりました。

村長に直訴したんですよ。この件につきましては。それでそんなに早く予算執行という議会を持っていただいて、感謝をいたします。ありがとうございます。

○ 議長 島 袋 義 範 君

10款、ほかにございませんか。11番 内田竹保議員。

○ 11番 内 田 竹 保 議 員

歳出26ページ、社会教育総務費の中の報償費、あるいは需用費の中で、青壮年交流事業、これは創生塾だと思います。受講している皆さんから、非常に勉強になるということで喜びの声があります。それで村長をはじめとして講師の皆さんが、この村政全般にわたる、あるいはまた観光事業、ほかのものもあるでありますけれども、それを皆さんの前でお話をされて、その若い皆さんが村政を知ると。村のことを知るということで好評だということで、頼もしい限りだと思っておりますけれども、その中で「伊江島方言（イーヅマガチ講座）」といひますか、これは今入っていませんか。

○ 議長 島 袋 義 範 君

教育長 宮里徳成君。

○ 教育長 宮 里 徳 成 君

今年度については入っておりません。次年度について、今計画を進めているところであります。

○ 議長 島 袋 義 範 君

11番 内田竹保議員。

○ 11番 内 田 竹 保 議 員

今、50年余に渡って、「伊江島方言」（イーヅマガチ）を調査研究されております、生塩睦子先生、年4回島に来村されて聞き取りをしながら、いろいろと研究をされているということを伺って、実は私も今月から、ある先輩から一緒に勉強しようということで誘われまして、4日間のうちの3日間は、先輩方と一緒に生塩先生を伴にして勉強させていただきました。非常にすばらしい解説をされて、イーヅマガチもそのまま、本当にヤマトウンチュの先生なのかなと思うぐらい、私たちよりも非常にうまいアクセントもされておりました。その中で、何といひましようか、名言集といひますか、この言葉を並べて、その意味まで今解説をされてい

るわけです。ですから、聞きはするんだけど、これまでは聞いてはいるんだけど、その意味をただしなさいということになると、なかなか難しい面があります。ですから今後、このイメージグチをずっと継続して後世に伝えるために、今の創生塾で受講している若い皆さん、青壮年の皆さんにもぜひ、新年度に向けて年4回ほど来村されますから、そのうちの1回は生塩先生を招いて、そういった方言講座もやるべきではないかと思えますから、新年度ぜひ組み入れていただきたいと希望します。

○ 議長 島袋 義範 君

教育長 宮里徳成君。

○ 教育長 宮里 徳成 君

これまで生塩先生の50年余りの方言調査、その実績の発表でありまして、特にふるさと教育ということで、今小学校のほうで、幼稚園生から、それから6年生まで、いろいろと取り組み、地域のボランティアの皆さんがよくやっております、今回の学習発表会で、伊江小、西小に対して非常にすばらしい指導があったのかなという自負をしております。そういうことで、子供たちに対して、まだ今の方言の活動をしているところであります。特にまた今あります創生塾においても、青年がなかなか方言に携わる機会がないということもありまして、この創生塾の中でも方言についても、取り組んでいこうということで、今部内、教育委員会の中では、生塩先生の功績を、また青年にも知ってもらおうということで、今次年度に向けて計画を進めているところであります。

○ 議長 島袋 義範 君

10款ございませんか。2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

戻りますが、歳出23ページ、2目の教育振興費、9節旅費の細節1230。これは小学生の体験といいますが、職場体験みたいなものと考えてよろしいですかね。

○ 議長 島袋 義範 君

教育行政課長 大城 強君。

○ 教育行政課長 大城 強 君

島袋勉議員の就業意識向上支援事業についてですが、説明でもありましたけれども、両小学校6年生の中で、これは今3年間の県の補助事業の中で、キャリア教育ということで、特に事前事後学習から全部あるんですけれども、特にその中で大きいのが、那覇市近郊の企業へ行って、直接企業へ行って、この中で働いている方に、「どういったことでこの仕事を例えば選んだんですか」とか、「事業で困ったことはありませんか」とか、そういった質問をしながら、またこの仕事をする姿を見ると。そういった事業が今、事業をして今度また報告書もありますけれども、そういったことでの両小の6年生のやっているキャリア教育の事業でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

この職場といいますが。これはどんな学校サイドが選んでやっているのか。それともう1点、そういった職場体験等の場合、私なんか郷友会の皆さんも向こうで活躍されている方いっぱいいるんです。職場体験というと、そういった活躍されている私なんか郷友の有志の皆さんのところも訪ねるといっても、いい体験にもなるし、将来の職場としての意識向上にもなると思います。やはり郷友会の皆さんで、そういった受け入れる場所があるんでしたら、そういった場所も利用された方がいいんじゃないかと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○ 議長 島袋 義範 君

教育行政課長 大城 強君。

○ 教育行政課長 大城 強 君

今実際、企業につきましては、学校側が選定ではなくて、この今委託をしている業者と、村内でこの検討委員会の中で、特に今、島袋議員がおっしゃる伊江村の先輩方が頑張っている企業を推薦しております。実際この企業の中にも、村の経営している業者も入っております。

○ 議長 島袋 義範 君

休憩します。

(休憩時刻16時11分)

再開します。

(再開時刻16時21分)

歳出一括して質疑を許します。8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里 敏郎 議員

歳出10ページの11節需用費の中の細節4. 印刷製本費34万4,000円のマイナス補正について、もう一度説明していただけますか。

○ 議長 島袋 義範 君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里 晴男 君

お答えいたします。この印刷製本費につきましては、不法投棄の内容の看板を作成予定していましたが、去年からのまた在庫があるということで、今回減額補正としております。

○ 議長 島袋 義範 君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里 敏郎 議員

不法投棄のポスターは、在庫があるということですよ。この件につきましては、私は何度かここは不法投棄の看板でもしたらということは何度も言いました。場所は大口（ウップグチ）の入り口から養殖場へ抜ける2メートルの道ですが、防波堤沿いの。それと大口の西側の護岸に小さい水路みたいのがありますよね。何と申しますか。そこは民泊の子供とか、そして一般の観光客はサンセットを見に行くんですよ。ビールを飲みながら。ジュースを飲みながら。帰りにはここに捨ててきます。一度は私は清掃をきちんとさせました。このときにも、ここは不法投棄を書かなければ、いつでもそうなるよ。ということを行いました。

そしてもう一つは、大口から養殖場に抜けるあの沿いに、生ごみも何度も放棄されています。くさいです。そして私は1週間かけて、一時期は自分で拾って、E&Cセンターまで4,700円ぐらいとられましたよ。そういう余るのでしたら、なぜそういうことができないんですかね。担当がどの担当課かわかりません。確かにあの時は、商工観光課の職員を連れていったのかな、大口のサンセットを見るところに。このときは翌日は、ちゃんとなくなっていました。しかし今は溜まっています。いかがでしょうか。そういう有効に使おうじゃありませんか。そういうポスターを何で余らすんですか。どうですか。

○ 議長 島袋 義範 君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里 晴男 君

亀里議員のお説の場所につきましては、大口（ウップグチ）のほうの件だということで、公営企業課長のほうから、そのあたっているかわかりませんが、そのほうのことを確認されて、私たちのほうの作業人を使ってその不法投棄を除去しましたが、お説のやはりそういった看板というのは、これまで設置をしていないことから、その状況がまた再度生まれてきたのか。ちょっとそれはわかりませんが、やはりそういったと

ころは、先ほどおっしゃったいいサンセットビーチになっけていても、やはり持ち帰りは持ち帰りでやっけていければと思っますが、いづれにしても、先ほどの場所、それから養殖場へ行く場所につきましても、西小学校から海へ行くところの場所につきましても、去年もその場所につきましても、情報がありましたから、そこを清掃をして、立て看板も設置した経緯があります。亀里議員がおっしゃる堤防沿いの向かってのことに關しては、もう一度その場所等と今後また早急に立てていきたいと思っます。

○ 議長 島袋義範君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎議員

これは決して苦情ではありません。伊江島としてのモラルが大切だと私は思っます。だからあえて質疑しなければいけないですね。こうして大口の入り口と出口のこの沿いには全くないんです。西小から降りてきて、そこの上のほうに、ひとつだけ。ここに「ゴミ捨てできません」とこのポスターがありますよ。向こうでは全くあれですね、あまり効果がない。やはり沿いに3本ぐらいつくって、こうして一番大事なのはサンセットするところの簡単ではありませんか。ちゃんと品物もあるんです。これ3分の仕事ですよ。ただし、台風が強いところですので、その辺は少しは考えていただければ助かると思っます。

ぜひ、あれ見て体験してください。どういっう感じを受けるかですね。私は毎日行っけていますので、よくわかりますよ。ひとつもう早急ではなくて、できましたら月曜日にでもしていただければ、大変助かります。質疑を終わります。

○ 議長 島袋義範君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

亀里議員のよく利用される護岸でありまして、その利用につきましても、やはり毎日見ているということですので、私たちが毎日見れるわけではないんですが、早急にそこのほうは看板を立てさせていただきます。

○ 議長 島袋義範君

歳出、一括してもっとありませんか。〔「進行」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっけています議案第82号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第82号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第82号 平成27年度伊江村一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第82号 平成27年度伊江村一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第83号 平成27年度伊江村診療所特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第83号 平成27年度伊江村診療所特別会計補正予算（第4号）の提案理由を、御説明申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,070万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億992万5,000円と定めたいと思っます。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

詳細については、医療保健課長をもって説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○ 議長 島袋 義範 君

医療保健課長 亀里裕治君。

○ 医療保健課長 亀里 裕治 君

御説明を申し上げます。

4枚目の、歳入1ページをお願いします。

1款1項1目診療手数料、補正額2,070万円につきましては、当該年度上半期の実績を精査しまして、細節1. 窓口収入で540万円、細節2. 国保分で1,120万円、細節3. 社保分で410万円、それぞれ診療報酬の増額が見込めますので、歳出へ充当する補正計上でございます。

めぐりまして、歳出1ページをお願いします。1款1項1目診療所事務費、3節職員手当等1万円、4節共済費60万円につきましては、実績による計上でございます。7節賃金、細節101. 医師研修代替賃金400万円の増額補正は、水曜日と木曜日は主にME SHより代診の医師を招聘し、医師2名制を確保しています。その実績見込みによる計上でございます。細節102. 臨時看護師等賃金350万円の増額補正は、臨時看護師3名とレントゲン技師の土日・祝祭日に係る賃金に不足が見込めますので、計上してございます。11節需用費、細節5. 光熱水費70万円、12節役務費、通信運搬費25万円の増額補正につきましても、実績見込みによる計上でございます。13節委託料、細節101. 研究費16万円の増額補正につきましては、7月から9月までの3カ月間、臨時的に那覇市立病院より後期研修医を招聘しました。それに伴う不足分の計上でございます。2目透析センター事務費、3節職員手当等5,000円、4節共済費6,000円の増額補正につきましても、実績による計上でございます。

歳出2ページ、2款1項1目診療所医業費、13節委託料、臨床検査一部委託料60万円の増額補正につきましても、実績を勘案しての計上でございます。14節使用料及び賃借料、医療機器リース料100万円の増額補正は、8月より睡眠時無呼吸症候群の治療を開始しています。現在9名の方が自宅治療していますが、その治療機材のリース料の計上でございます。2目透析センター医業費、11節需用費、細節1. 消耗品470万円。細節10. 医薬材料費120万円の増額補正につきましては、透析治療に要する材料費及び薬剤の実績見込みによる計上でございます。13節委託料、細節101. 臨床検査一部委託料100万円の増額補正は、開設から1年が過ぎ、より安全で高度な医療を提供するため、検査項目をふやし、主要マーカーなどの検査を月2回実施しています。実績を勘案しての計上でございます。

歳出3ページをお願いします。3款1項29節予備費、補正額296万9,000円につきましては、歳入歳出の相殺額の計上でございます。以上で御説明といたします。

○ 議長 島袋 義範 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

歳入1ページ、診療事業収入。3番 山城善彦議員。

○ 3番 山城 善彦 議員

診療手数料についてでありますけれども、今回補正額が2,070万円ということで、細節の窓口収入が540万円ということで、大分大きい数字でありますけれども、これ裏を返せば、逆に言えば患者数がふえたということだと思うんですけれども、大体1日平均どのぐらいの患者数がいるのか。ひとつお願いいたします。

○ 議長 島袋 義範 君

医療保健課長 亀里裕治君。

○ 医療保健課長 亀里裕治君

お答えいたします。患者数1日平均、確かうろ覚えであります、平成26年度で109名、平日ですね。平成25年が確か104名だったと思います。阿部先生が就任した平成21年には80名ほどだったと思います。それから約30名ほど、1日平均で伸びているということになります。

それからまた診療手数料については、当初控え目に見えてまして、実績の約収入は90%ぐらいしか見ないものですから、そういう実際には上積みなってくるという感じであります。

○ 議長 島袋義範君

3番 山城善彦議員。

○ 3番 山城善彦議員

今の答弁を聞きますと、やはり皆さん御承知のとおり、阿部先生の功績はすごいものがあるかと思っております。本当に大変感謝しているところでありますが、たまたま話を聞いたときに、「きょうは200名いたよ」というときもあるんです。そういった状況で、じゃあ午前中の部でも100何十名いて、昼食が大分遅れていて、きょうは軽く済ませたということもあつたりもするときがあるんですけれども、そういったことを考えますと、やはりすごい負担になっているところがないかということで、大分懸念もしているんですけれども、そういった形で逆に言えば、診療所が繁盛といたらおかしいんですけれども、これだけふえるということは、先生の信頼が厚いということもあると思いますが、この例えばこの患者数を分析してもらって、どういう患者が多いのかということ把握して、この逆にいえば、病院に来なくてもいいような体制がとれるような方策を、やはり今後考えていかなければ、病院自体も大変なことになるかと思っておりますけれども、そこら辺については、何かお考えはありませんか。

○ 議長 島袋義範君

医療保健課長 亀里裕治君。

○ 医療保健課長 亀里裕治君

議員お説のとおり、確かにピーク時はマックスで160名数えたときがあります。200名というのは、ちょっと多すぎるかと思っておりますので、多分160名ぐらい。それに対しての確か、阿部先生に負担をかけているのは、事実であります。そして私たちも心配しているところなんです、ただし先生の診療方針というんですか、来る者拒まずという診療姿勢で取組んでいますので、その辺は何らかの策は打ちたいのですが、なかなかそういう先生の理念もありますし、それから私たち体制というんですか、医師の確保。できれば医師を3名整備して、3診制に分ければ、そういうのも解消できるのかと思っておりますが、なるべくそういう医師3名制を確保して、その辺の対策を図っていきたいとは今、努力しているところなんです、なかなか思うように、医師の確保が招聘ができないというのが、今は事実でありますし、現状であります。

○ 議長 島袋義範君

3番 山城善彦議員。

○ 3番 山城善彦議員

ありがとうございます。本当にこう健康保険の観点から見ても、やはりこう体力の増進云々を図って、病院にかかる人が少なくなればいいわけですから、そういった方面も含めて、村としてもやはり、こう診療所の今の現状を見て、対策を練る必要がないかというふうに私は考えているんですけれども、村長そこらを含めてどうですか。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

医療保健課長からもございましたが、基本的にずっとこれまでも私たちが心がけていないといけないという部分は、前の為政者のときからそうですが、やはりこの医師の労働条件をやはりこういう状況で保っていくということが、一番肝心だと思います。そういう中で、昔は緊急の患者も結構いて、その辺の部分は若干、改善されていると思っておりますが、以前はそういう昼間来ていただければ、急患にならない方々がなかなか昼間に来れなくて急患になって、その分お医者さんの負担がふえるという部分もあって、その辺の部分について、改善をしていきたいと思いますという部分で、この辺は大分よくなってきていると思っております。そういう部分で、山城議員が言うように、お医者さんが非常に信頼が厚くて、いいお医者さんが来れば、これが逆に方向からいうと、この伊江島にいる所長とか、お医者さんの勤務条件と申しますか。労働環境は逆にこう悪化の方向に行くという、反比例の部分にありますが、その辺の部分は先ほど言ったその辺の受診する患者の皆さんの部分をどのようにしてできるかどうか。若干、内部で検討はさせたいと思っておりますが、基本的には先ほど医療保健課長が申し上げたとおり、医師の確保が一番のこの労働条件を改善をして、所長の負担を軽減していく一番の方法だという部分で、諸見先生が常勤の職員を辞められまして、今週に2日で嘱託でやっていますが、その辺の部分の協力も今あるわけですが、ただもう1人の常勤の先生の確保が一番の重要課題だという部分で、ずっといろんなところをお願いをして、2人目の先生の確保に一生懸命頑張っておりますが、結構つてを頼って面接とか、面会はしますが、なかなか「じゃあわかりました」という部分で、伊江島に来ていらっしゃる先生はなかなか少ない。今年に入っても、3名の先生と、私がお会いした先生もいますし、阿部先生あるいはうちの課長で会った先生もいますが、なかなか厳しい部分があります。そういう中で、沖縄県の医療、県の委託を受けている地域医療ネットワーク、その辺の部分からも派遣をさせていただいておりますが、そういう中でそこを通じても、この先生の確保をお願いしておりますが、全体的な医師はいますが、やはり沖縄のまたなおかつ、離島に来ていただく離島診療、地域医療をして、目指す先生がなかなか少ないと思いませんか。その辺の部分でなかなか確保が今難しい現状ですが、とりあえずは、山城議員が心配されているその辺の部分は、もう1人の先生の確保。あるいは後期の研修医、その辺の部分。あるいは北部医師会、ME S Hからのこの辺の派遣をずっとお願いをして、その辺の部分の所長のこの労働環境の負担の軽減には、努めていかないといけないような時期に来ているというのは、私も感じておりますので、その辺の部分は一生懸命、医師の確保に向けて頑張っていきますし、それ以外の部分で先生から何かあったときには、また相談をしながら対応をしていきたいと思っております。

○ 議長 島 袋 義 範 君

3番 山城善彦議員の本件に関する質疑は、既に3回になりました。会議規則第55条ただし書きの規定によって、特に発言を許します。

○ 3番 山 城 善 彦 議員

ありがとうございます。ひとつ、今後ともやはりこう阿部先生に負担がかからないように、第二、第三の3人体制という形も見据えて、ぜひ医師の確保に努力をされて、またいい診療ができますように、ひとつよろしく願います。

○ 議長 島 袋 義 範 君

歳出、款ごとに質疑を許します。

1款一般管理費、1ページ。〔「進行」の声あり〕

2款診療事業費、2ページ。7番 渡久地政雄議員。

○ 7番 渡 久 地 政 雄 議員

歳出2ページの、2目透析センター医業費の細節101. 臨床検査一部委託料の中で、初めて今聞いたんで

すけれども、無呼吸症候群に対するこのリース料の中から8名分、貸し出ししているということなんですけれども、実は私の知り合いにもいつ止まるか知らないぐらい心配をする人がいて、しょっちゅう気になっていたんですけれども、これはもちろん、先生の診断を受けて初めて貸し出しされると思うんですけれども、これ8月から導入されたというわけですけれども、これは本人はなかなかわからないわけです、無呼吸というのは。わからない中で、これを寝る前に使用方法ですね。使用方法とこれ今までの改善、改善はどのような感じで、この8月からやっていますけれども、改善策としてありますか。聞いておりますか。

○ 議長 島袋義範君

医療保健課長 亀里裕治君。

○ 医療保健課長 亀里裕治君

なかなか医学的に専門的なこともありますが、私のわかる範囲でお答えしたいと思います。まず最初に、診療所の診察室で先生が問診をします。そういうような症状が、可能性があるんじゃないかという人に対して、そういう無呼吸群の治療がありますというのをまずお知らせして、この検査を使って、解析してみますかということが、初めです。器械をまず貸し出しするわけです。違います。最初は、専門の呼吸器科に紹介します。それで帰ってきて、この専門の先生の紹介状を見て、うちの先生が判断をして、器材の貸し出しをして、寝てる間の睡眠状態を分析する装置みたいのがあるみたいです。解析していく、寝てる間に。それを回収して、次の治療法に移っていくそうです。解析する器械も治療する器械も同じ機種でできるような流れだそうです。よろしいでしょうか。

○ 議長 島袋義範君

7番 渡久地政雄議員。

○ 7番 渡久地政雄議員

8名がもうそれを、今実践しているわけですよね。それがやはり1日寝る前にこれをやることによって、これが1月でなおった人がいるとか。これはまだ二、三カ月しかたってはいないと思うんですけれども、改善されておりますかね。効果は。

○ 議長 島袋義範君

医療保健課長 亀里裕治君。

○ 医療保健課長 亀里裕治君

正式には今、9名の方が今貸し出しを行っています。この効果については、私はお医者さんでないので、はっきりわからないんですが、聞いたうちにはいいという答えも聞いています。患者の受けた方の、感覚的な話では効いているんじゃないかということは聞いています。

○ 議長 島袋義範君

6番 仲宗根清夫議員。

○ 6番 仲宗根清夫議員

今の無呼吸の件は、医師会病院で検査していると思いますので、金曜日かやっていると思うので、そういったことで、自分の同級生が結構、効果があると、すっきりしていいということなんで。8月からやっているというのがわかれば、結構わからなかったので、ぜひ活動してもらえば。医師会病院で無呼吸の検査をしているはずなんで、そういったことで連携できるようによろしくお願いします。

○ 議長 島袋義範君

歳入歳出一括して質疑を許します。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第83号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託

を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第83号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第83号 平成27年度伊江村診療所特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第83号 平成27年度伊江村診療所特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

本日の会議時間は、議事日程の都合によりあらかじめ延長しますので、よろしくお願ひします。

日程第21 議案第84号 平成27年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第84号 平成27年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由を御説明申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

なお、補正予算（第2号）は、歳出のみの補正となっておりますが、住民課長から事項別明細書で説明をさせたいと思います。

○ 議長 島袋義範君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西江 忍君

歳出の1ページをお願いいたします。2款1項1目一般被保険者療養給付費43万円の減額でございます。19節、細節101. 療養の給付費43万円を3目、細節101. の療養費へ組み替える減額でございます。3目一般被保険者療養費43万円の計上でございます。19節、細節101. 療養費におきまして、治療用装具費の購入費用が年度末までに不足が見込まれますので、療養の給付費から組み替えて充當、執行したいと思います。

以上で、国保会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。歳出、質疑を許します。〔「進行」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第84号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第84号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第84号 平成27年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第84号 平成27年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

は、原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第85号 平成27年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

議案第85号 平成27年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の提案理由を、御説明申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,103万8,000円と定めたいというふうに思います。

2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

詳細については、住民課長から説明をさせたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○ 議長 島袋 義 範 君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西 江 忍 君

歳入1ページをお願いいたします。4款1項2目保険基盤安定繰入金13万5,000円の減額計上でございます。1節、細節1. 保険基盤安定繰入金、今年度の保険基盤安定負担金の確定に基づき減額計上をしております。

歳入2ページ、6款4項2目雑入43万8,000円の計上は、1節、細節1. 雑入で、平成26年度の共通経費精算金の確定による計上でございます。続きまして、歳出をお願いします。

歳出1ページ、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金323万6,000円の計上は、19節、細節103. 保険基盤安定負担金は、確定に基づく13万5,000円の減額計上でございます。細節104. 保険料等過年度負担金337万1,000円の計上は、平成24年度から平成26年度までの保険料等の過不足分を計上してございます。

歳出2ページ、4款1項1目予備費293万3,000円の減額は、細節1. 予備費で、2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金へ充当したことにより、減額でございます。

以上で、後期高齢者特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○ 議長 島袋 義 範 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。歳入1ページ、2ページ、質疑を許します。〔「質疑なし」の声あり〕

歳出1ページから2ページ。質疑を許します。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第85号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第85号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第85号 平成27年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第85号 平成27年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第86号 平成27年度伊江村船舶運航事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第86号 平成27年度伊江村船舶運航事業会計補正予算（第1号）の提案理由を、御説明申し上げます。第2条の予算第3条に定められた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正をしたいと考えております。

21款1項営業費用、既決予定額が3億8,338万3,000円に2,206万円を補正し、4億544万3,000円としたいと思っております。4項の予備費の2,969万8,000円から2,206万円を減額し、763万8,000円と定め、合計で6億8,415万8,000円の補正予定額はゼロで、補正の6億8,415万8,000円としたいと思っております。詳細については、公営企業課長から説明をさせたいと思っております。

○ 議長 島袋義範君

公営企業課長 西江正君。

○ 公営企業課長 西江正君

御説明いたします。3ページです。収益的収入及び支出です。21款1項1目船舶運航費2,206万円の増額補正です。内訳といたしまして、フェリーいえしまの定員を増員したいということを目的としまして1,330万8,000円、それと2船のドック費用が高騰しておりまして、不足が生じております。その分を計上しております。いえしまの定員、増員ですけれども、4月、5月のマラソン、ゆり祭り、また周年を通しましての、民泊受け入れ時に、定員オーバーが発生することがございます。臨時便でその分、対応はしておりますけれども、その状況を少しでも改善し、よりよい定員運行、また安全運航に向けまして、現在の定員500名を126名増員いたしまして、626名に修繕改修を行いたい計上でございます。4項予備費、1項営業費への充当のために減額をいたしております。以上でございます。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。収益的支出、質疑を許します。3ページ。3番 山城善彦議員。

○ 3番 山城善彦議員

今の説明によりますと、定員を500名から626名にふやすということなんですけれども、これは席数をふやすということですか。

○ 議長 島袋義範君

公営企業課長 西江正君。

○ 公営企業課長 西江正君

お答えいたします。既存の席数も若干、移動いたしますけれども、各甲板、5甲板から3甲板までの甲板部分に、1人当たりが必要とされる面積というのがございますけれども、それを最大限に使いまして、その最大限に使いまして、計算をいたしますと126名増員が可能であるということでありまして、御質問の席数が増えるということではございません。若干の増減はございますけれども、甲板部分の空きスペースでカバーをしていくということでございます。

○ 議長 島袋義範君

3番 山城善彦議員。

○ 3番 山城善彦議員

ちょっと理解しにくいんですけども、これ修繕費で上がっているんですよね。なんですけれども、この席数、1人当たりの面積でカバーするという形で、お金がかかるというのがちょっと理解できないんですけ

れども、どういう意味なんでしょうか。

○ 議長 島袋義範君

公営企業課長 西江 正君。

○ 公営企業課長 西江 正君

お答えをいたします。若干、舌足らずな部分がございます。この定員増の修繕費ですけれども、フェリー本体の右舷側、左舷側の5甲板から、3甲板にかけまして、避難誘導用の階段を4つ設置をいたします。またそれに加えまして、定員が増える分の救命胴衣関係を3セット、増設をいたします。そういうことに係る、またはそういう階段を設置することによるもろもろの細かい工事もございますけれども、それに係る経費でございます。

○ 議長 島袋義範君

3番 山城善彦議員。

○ 3番 山城善彦議員

わかりました。それとドック費用がちょっと値上がりしたと、こういう形ですけれども、1船当たりのドック費用は、いくらでしょうか。

○ 議長 島袋義範君

公営企業課長 西江 正君。

○ 公営企業課長 西江 正君

お答えをいたします。1隻ぐすくに関しましては、ドックを終了いたしております。3,255万3,000円ほどかかっております。また1月に予定しております「いえしま」におきましては、6社見積もりをとりまして、4,000万4,000円でございます。

○ 議長 島袋義範君

ほかにございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

歳出1ページから2ページ。質疑を許します。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第86号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第86号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第86号 平成27年度伊江村船舶運航事業会計補正予算（第1号）を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第86号 平成27年度伊江村船舶運航事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第24 閉会中の議員派遣についてを議題といたします。お諮りします。

閉会中の議員派遣について、別紙のとおり派遣することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって閉会中の議員派遣については、別紙のとおり決定いたしました。

次にお諮りします。ただいま可決されました議員派遣の内容については、今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議員派遣の内容に変更を要するときは、その取り扱いについては、議長に一任することに決定いたしました。

次にお諮りします。本定例会において議決された案件については、その字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、その字句、数字その他の整理は、議長に一任することに決定いたしました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成27年第9回伊江村議会定例会を閉会いたします。御苦労さんでした。

(閉会時刻16時55分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき
ここに署名する。

伊 江 村 議 会

議 会 議 長 島 袋 義 範

署名議員 (10番) 名 嘉 實

署名議員 (11番) 内 田 竹 保